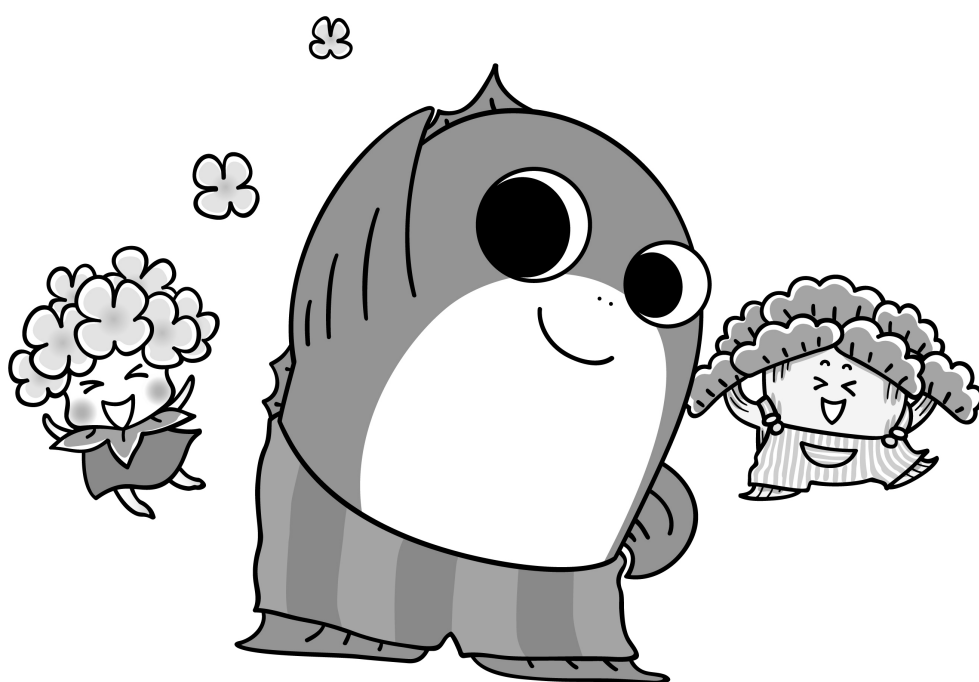


# 鴨川市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

鴨川市



## はじめに

少子高齢化が叫ばれて久しい昨今、それに伴った人口減少が急速に進むことにより、現在の社会基盤が維持できないおそれがあるなど、わが国の将来にとって大きな問題となり、少子化対策への取り組みは喫緊の課題となっております。

とりわけ子育て世帯への対応については、国においては子育て支援を社会保障の一つとして位置づけて、重点的な取り組みを推進していく必要があると考え、新たな制度の構築を打ち出してきたところであります。

こうした背景から、平成 24 年 8 月に子ども子育て支援法をはじめとする子育て関連 3 法が成立し、保育所、幼稚園、認定こども園など教育・保育施設の利用にかかる統一した財政支援、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を実施するため、市町村が地域のニーズに基づいた事業計画を策定することを義務づけ、消費税率引き上げ分を財源に充てるなど社会全体で費用負担を下支えして、子ども・子育て支援新制度をスタートします。

本市においては、これまで、「鴨川・子育て・未来プラン（次世代育成支援行動計画）」を策定し、安心して子どもを産み、育てられる鴨川をめざし、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この「鴨川・子育て・未来プラン」での成果や方針を継承しつつ、子育て支援新制度に対応した新たなステップとして「ささえあい、安心して子どもを生み育て、みんなの笑顔を育むまちづくり」を基本理念に、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。子育てにつきましては、少子化や核家族化が進む中、家庭の中だけの子育ては限界があり、地域全体で地域の子を見守り・育てていくことが必要となってきました。そのため、市民皆様一人一人をはじめ、地域や企業、そして NPO、ボランティア、子育てグループ等が鴨川市全体として支え合いの中で子育てを応援していくことが求められています。

今後は、この計画に盛り込まれた施策を具現化すべく、官民協働による施設整備や多種多様な事業の実施を図るとともに、地域全体で子育てを支えるという仕組みと環境整備、そして意識の醸成を、市民の皆様のご協力を得ながら推進してまいります。

終わりに、「子ども子育て支援に関するアンケート調査」にご協力をいただいた保護者の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「鴨川市子ども・子育て会議」の委員の皆様方の他、関係機関、市民の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

鴨川市長 長谷川 孝夫





## 目 次

<b>第1章 計画策定の趣旨</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・目的 .....	1
2 計画の性格と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
<b>第2章 鴨川市の子ども・子育て環境の現状</b> .....	<b>4</b>
1 人口・人口推計 .....	4
2 世帯状況 .....	8
3 幼稚園・保育園・小中学校の状況 .....	9
4 主な子育て支援事業の状況 .....	11
5 鴨川市次世代育成支援地域行動計画・後期計画の達成状況 .....	16
6 アンケート調査結果 .....	17
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>26</b>
1 基本理念 .....	26
2 基本目標 .....	27
3 施策の体系 .....	28
<b>第4章 具体的施策の展開</b> .....	<b>30</b>
基本施策1 就学前の親子への支援 .....	30
1 親と子の健康づくりに向けた支援 .....	30
2 教育・保育サービスの充実 .....	32
3 身近な地域での子育て支援の充実 .....	34
基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり .....	36
1 子どもの心身の健康づくり .....	36
2 子どもの居場所・体験機会の提供 .....	38
3 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進 .....	40
基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援 .....	41
1 障害のある子どもへの支援の充実 .....	41
2 児童虐待・DV等への対応 .....	43
基本施策4 安心して子育てできる環境づくり .....	45
1 安心して子育てできる地域環境の整備 .....	45
2 仕事と子育ての両立支援 .....	46
3 多様な子育て家庭への経済的支援 .....	48

第5章 子ども・子育て支援事業計画 .....	49
1 教育・保育提供区域の設定 .....	49
2 教育・保育の見込み量及び確保方策等 .....	50
3 教育・保育にかかる施設型給付 .....	51
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等 .....	53
第6章 計画の推進 .....	60
1 計画の推進体制 .....	60
2 計画の進行管理 .....	61
資料編 .....	62
1 策定の経過 .....	62
2 鴨川市子ども・子育て会議設置条例 .....	62
3 鴨川市子ども・子育て会議委員名簿 .....	63

# 第 1 章 計画策定の趣旨

---

## 1 計画策定の背景・目的

少子高齢社会が本格化し、核家族化、ライフスタイルの多様化、晩婚・晩産化が進む中で、子どもや子育てを取り巻く環境が著しく変化しています。これに伴い、子育てにおける父母の負担が増加し、育児不安やストレス、児童虐待などの問題が発生しています。

また、女性の就業率が高まる一方で、共働き家庭が増加しつつも、仕事と子育ての両立の困難さから、出産に伴う女性の就労継続も厳しい状況にあります。

これまで、子ども・子育て支援については、次世代育成支援対策推進法により少子化対策の一環としての取り組みが進められ、本市では、「鴨川・子育て・未来プラン（鴨川市次世代育成支援地域行動計画）（前期計画：平成 17～21 年度、後期計画：平成 22～26 年度）」を策定し、子どもを生み育てやすい環境整備に取り組んできました。

「鴨川・子育て・未来プラン」が平成 26 年度に終了するに先立って、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法<sup>※1</sup>が成立・公布されました。子ども・子育て関連 3 法に基づき平成 27 年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度では、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することが目指されています。

このため新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と、小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されたほか、地域子育て支援拠点事業など 13 の地域子ども・子育て支援事業が位置づけられました。

本計画は、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則るとともに、これまで市が取り組んできた子育て支援の取り組みをより一層充実しながら、保護者が子育てについての第一義的責任<sup>※2</sup>を有するという認識のもとに、住民・地域・企業・市が協働し地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

---

<sup>1</sup>※ 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

<sup>2</sup>※ 子ども・子育て支援法第 2 条：「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」

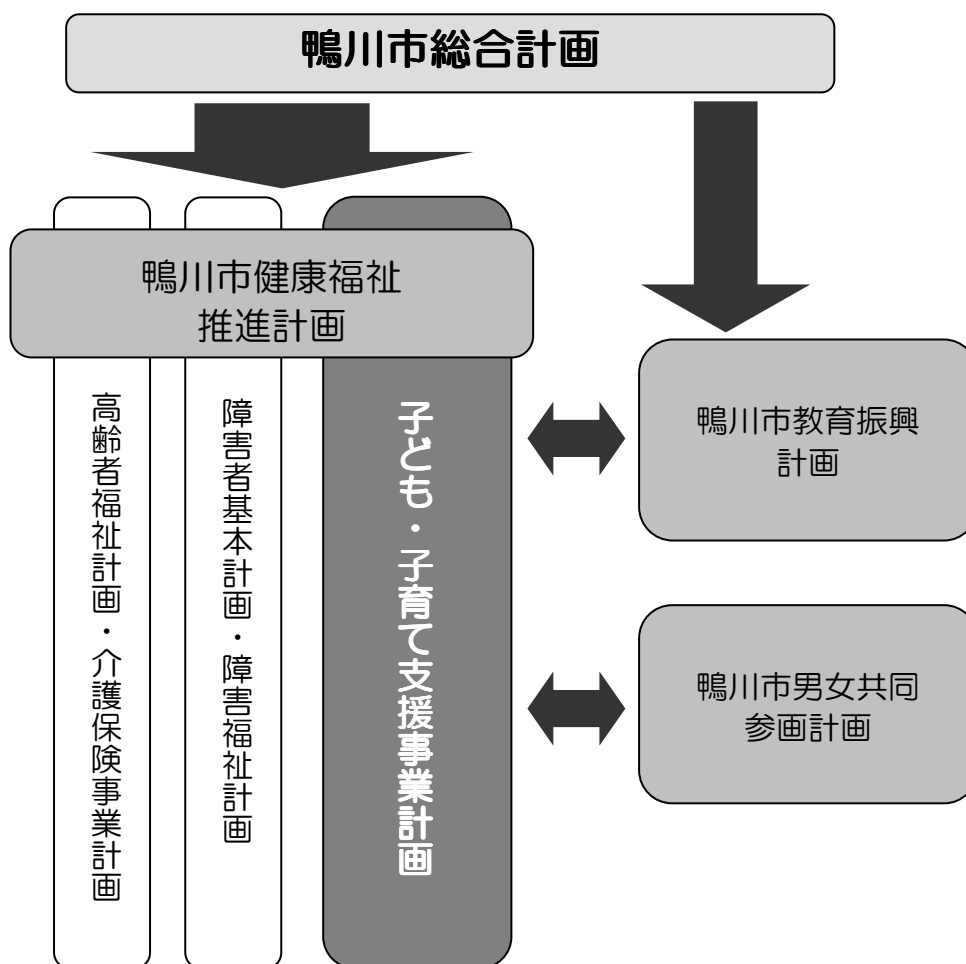
## 2 計画の性格と位置づけ

本計画は、平成 24 年 8 月公布の子ども・子育て支援法第 61 条<sup>※3</sup>に基づいて策定したもので、鴨川市総合計画を上位計画とし、鴨川市健康福祉推進計画、鴨川市教育振興計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく「鴨川・子育て・未来プラン（鴨川市次世代育成支援地域行動計画）」を引き継ぐ計画としています。

本計画の策定にあたっては、市民、関係団体、有識者、行政からなる鴨川市子ども・子育て会議で検討を重ねるとともに、策定に先立って実施した「鴨川市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」等の結果を反映しました。

### ■関連計画の位置づけ



<sup>3</sup>※ 「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

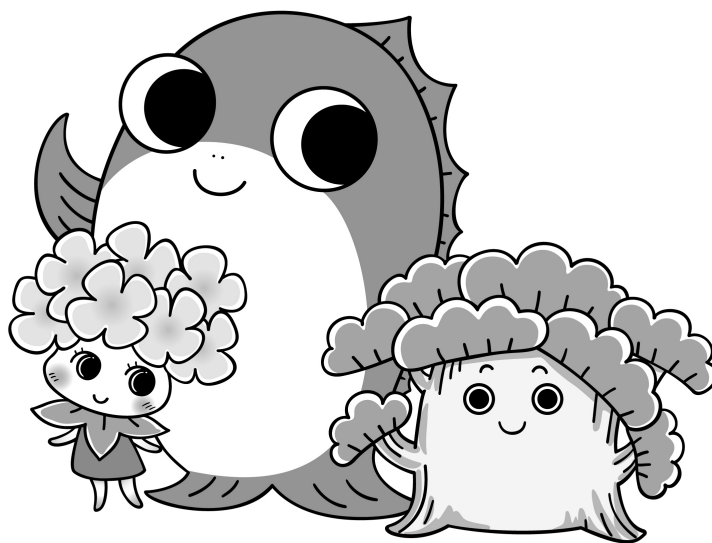


### 3 計画の期間

本計画の計画期間を、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

#### ■計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鴨川市子ども・子育て支援事業計画	平成 27～31 年度				



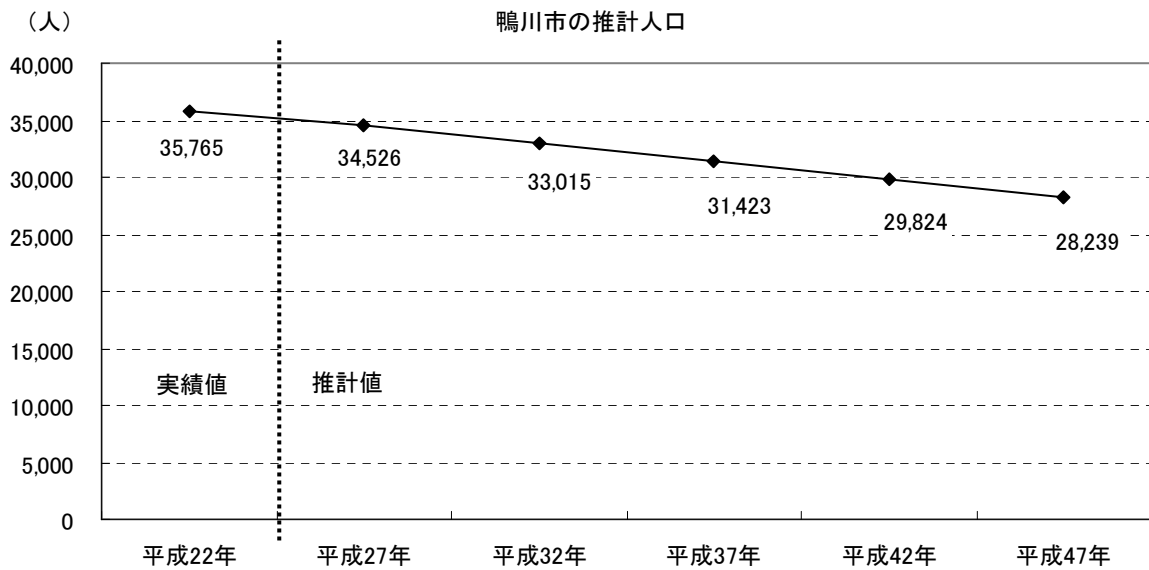
# 第2章 鴨川市の子ども・子育て環境の現状

## 1 人口・人口推計

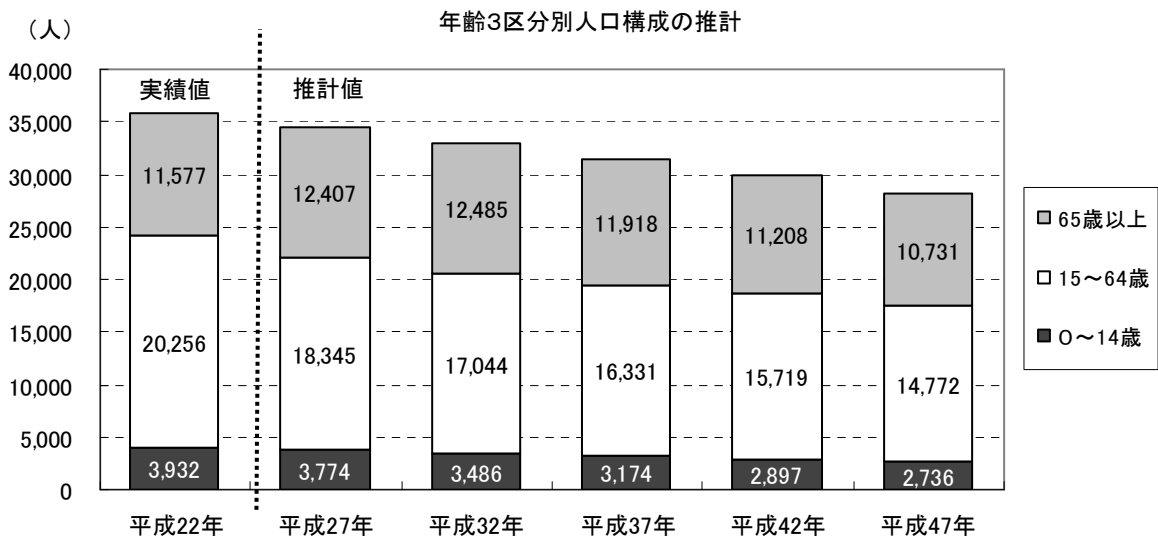
### (1) 総人口の推移と推計

市の総人口は、これまで減少傾向にありましたが、今後もこの傾向が続くものと考えられ、平成37年には31,423人、平成47年には28,239人になると推計されます。

年齢3区分別の人口は、年少人口、生産年齢人口ともに減少することが想定され、高齢者人口においては平成32年までは増加傾向が続くと想定されます。



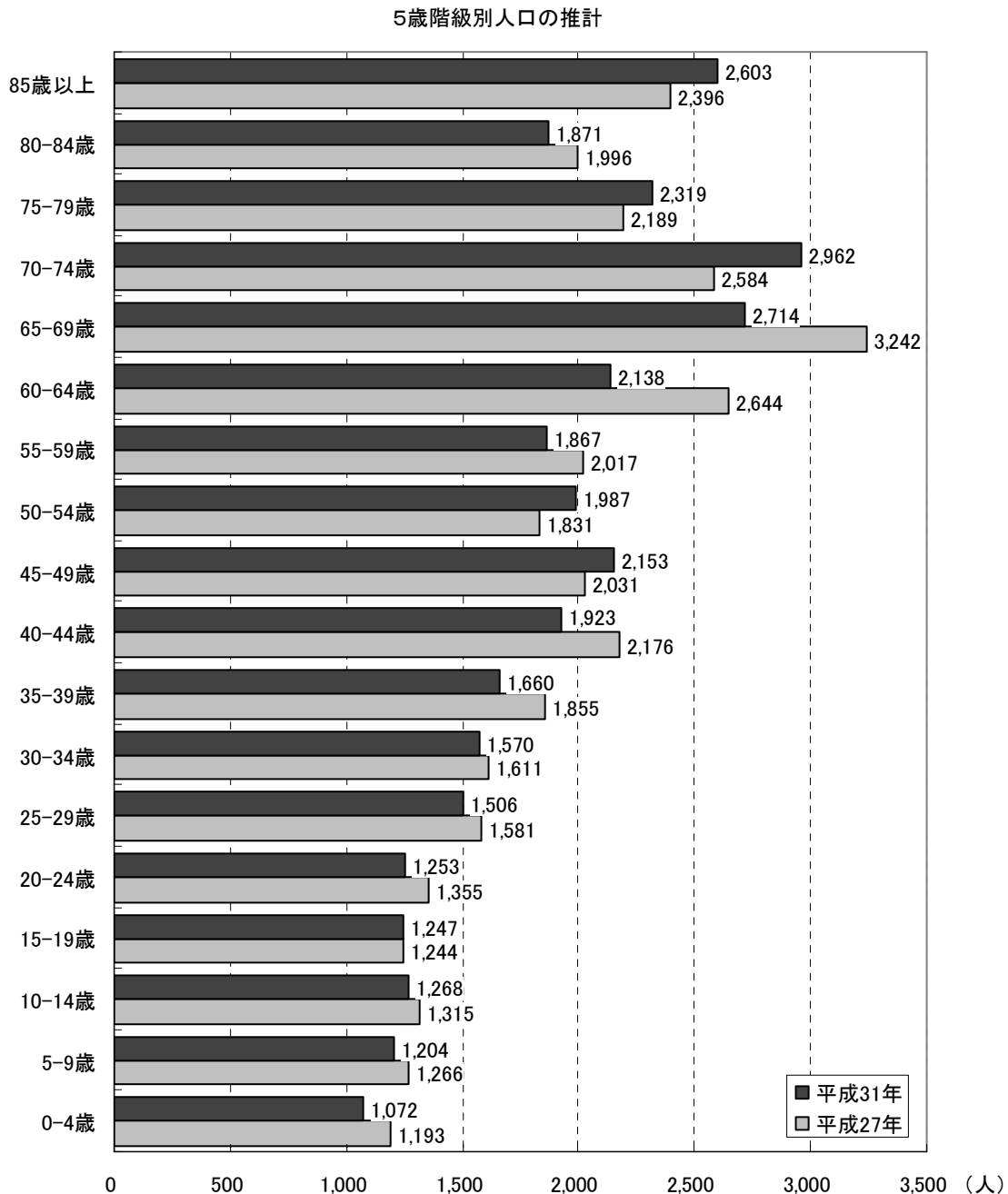
資料：国勢調査  
平成27年以降はコーホート要因法による推計人口



資料：国勢調査  
平成27年以降はコーホート要因法による推計人口

## (2) 5歳階級別の人口構成

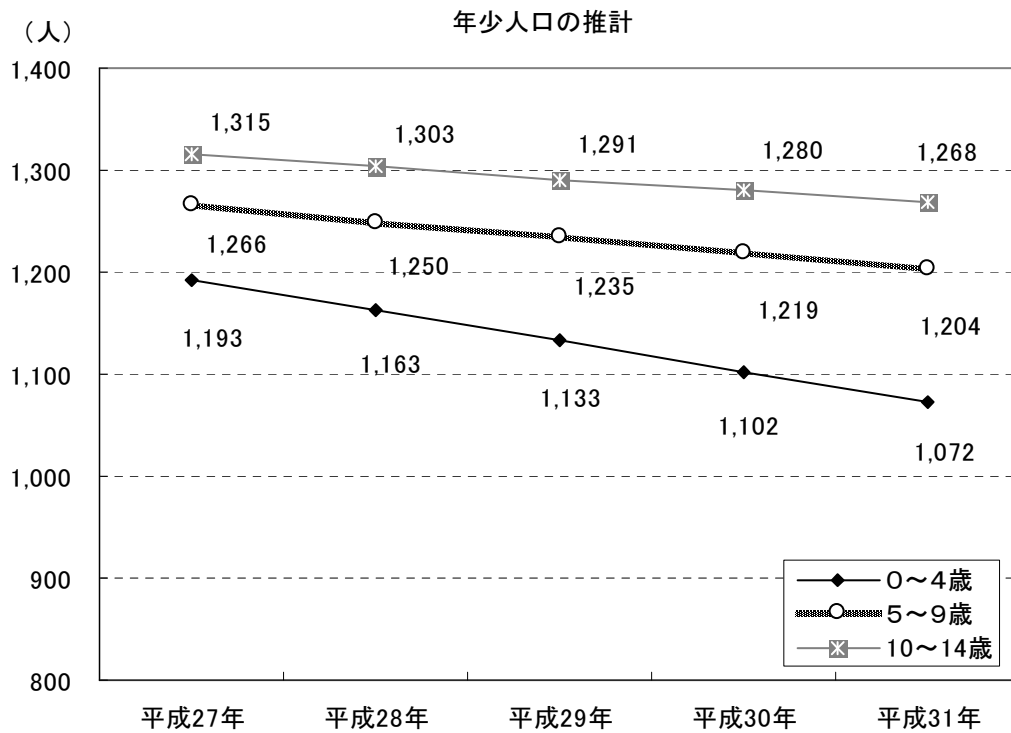
5歳階級別の人口構成を見ると、平成27年から平成31年にかけて、子どもの出生に関わりの大きい20歳から44歳の各年齢層で人口の大幅な減少が予想され、このことがこの期間の児童数の減少につながっていくと考えられます。



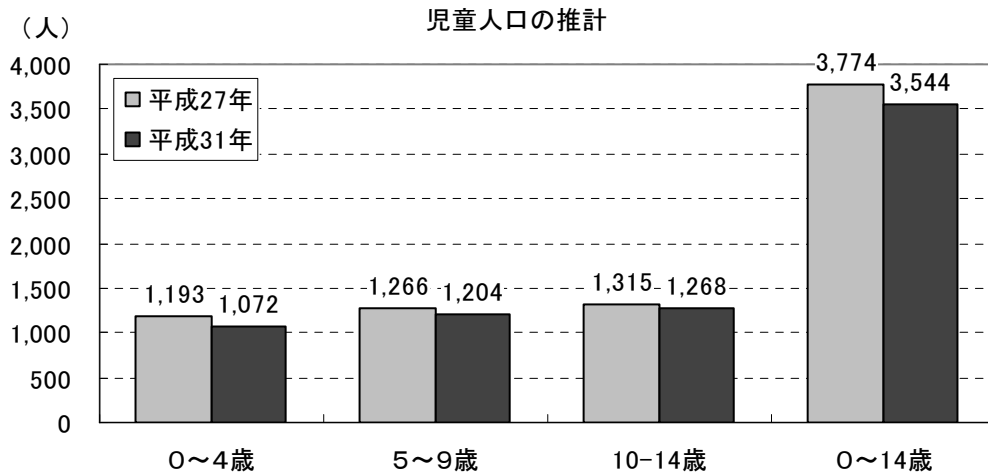
資料：国勢調査を基準人口としたコーホート要因法による推計

### (3) 児童人口の推計

平成 27 年から平成 31 年にかけて、市の年少人口は 230 人の減少が予想されます。



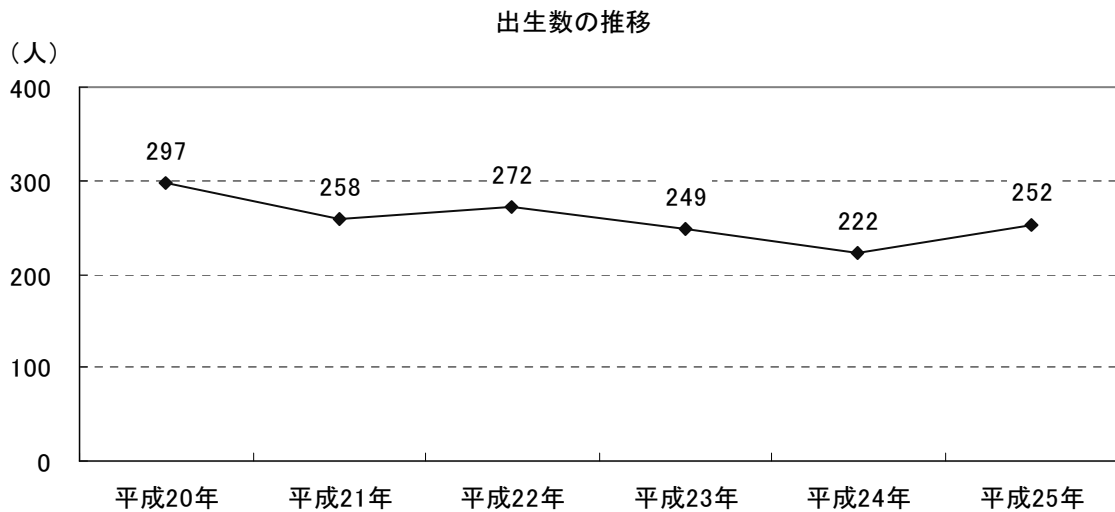
資料：国勢調査を基準人口としたコーホート要因法による推計



資料：国勢調査を基準人口としたコーホート要因法による推計

#### (4) 出生数の推移

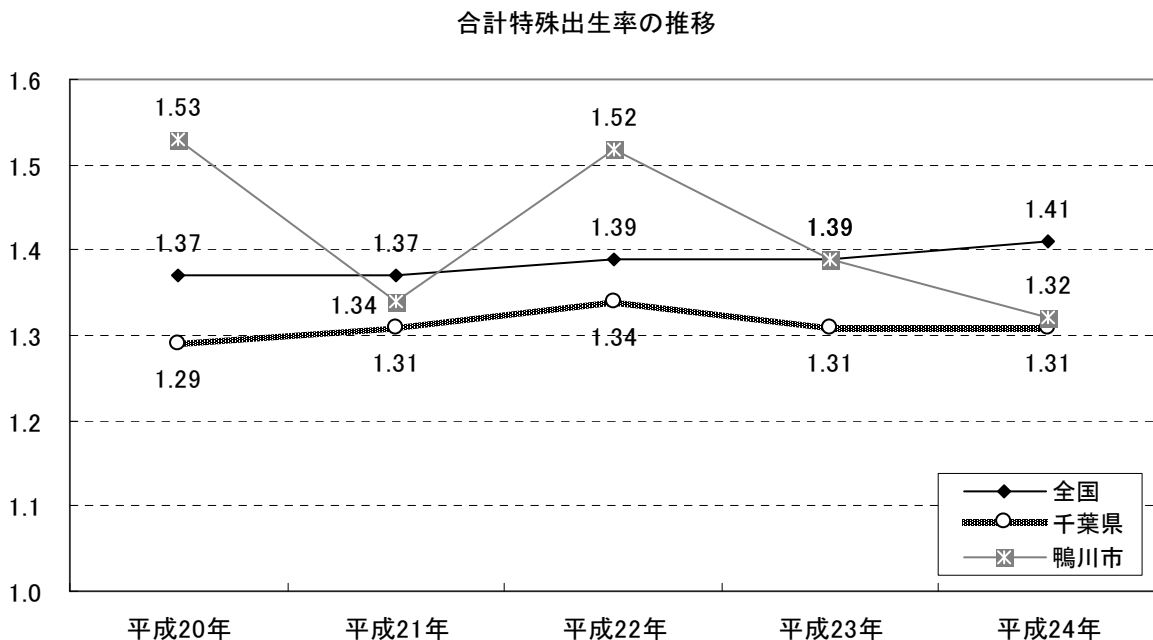
市の出生数は、平成 25 年は 252 人で、年による増減はあるものの、緩やかな減少傾向にあります。



資料：市民生活課

#### (5) 合計特殊出生率の推移

市の合計特殊出生率<sup>※4</sup>は、年による増減が大きくなっていますが、平成 22 年以降は減少傾向にあり、平成 24 年は 1.32 と県平均にほぼ等しくなっています。



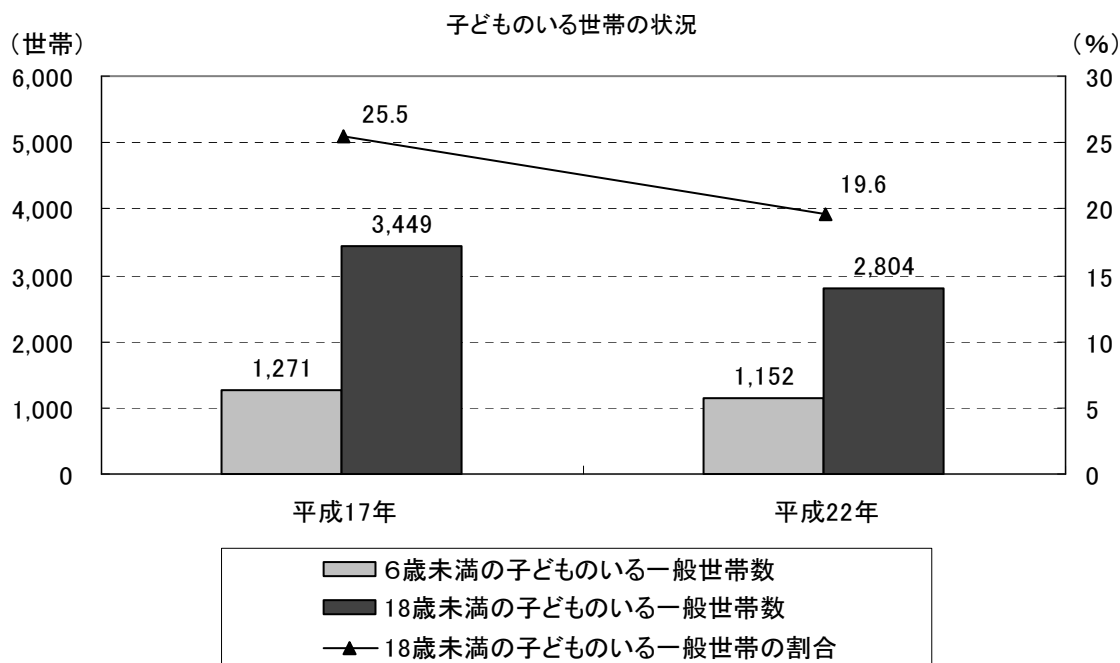
資料：千葉県健康福祉部

<sup>4</sup>※ 一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。合計特殊出生率（TFR）＝（母の年齢別出生数／該当年齢女子人口）の15歳～49歳の合計。

## 2 世帯状況

### (1) 子どものいる世帯

国勢調査によると、一般世帯に占める 18 歳未満の子どもがいる世帯の割合は、平成 17 年から平成 22 年にかけて 5.9%減少しています。



資料：国勢調査

### (2) ひとり親世帯の状況

市のひとり親世帯は、国勢調査によれば、平成 17 年から平成 22 年にかけて 14 世帯（約 5%強）減少しています。

#### ■ひとり親世帯数の推移(18 歳未満の子どもがいる世帯)

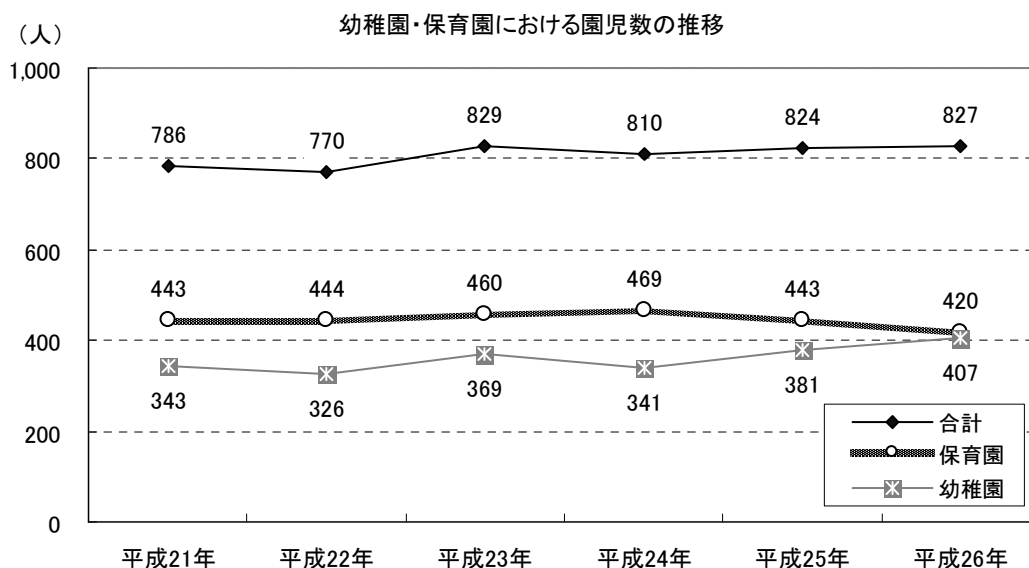
	平成 17 年	平成 22 年
男親と子どもから成る世帯	30 世帯	22 世帯
女親と子どもから成る世帯	220 世帯	214 世帯
合計	250 世帯	236 世帯

資料：国勢調査

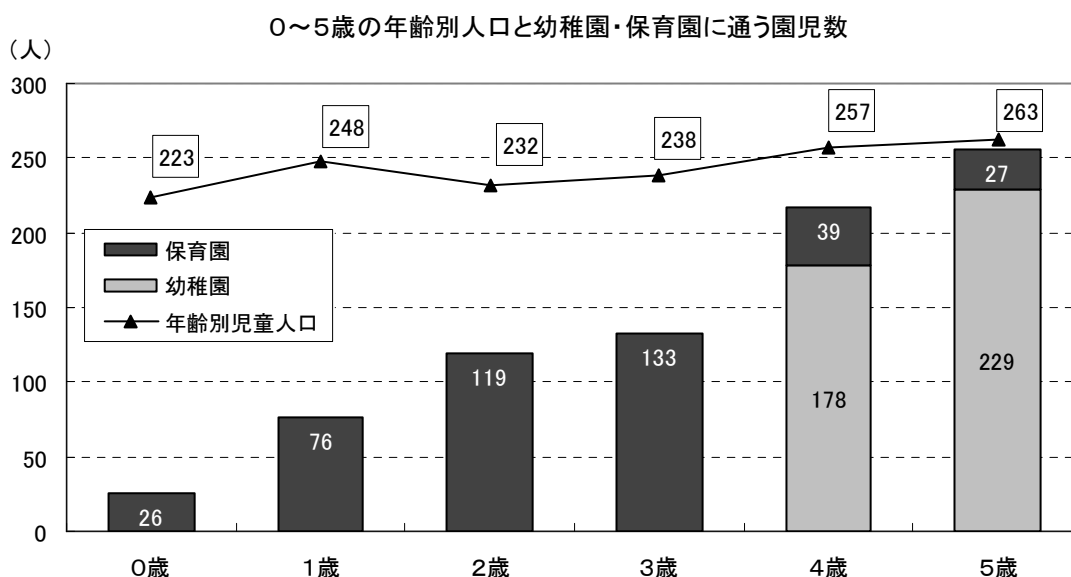
### 3 幼稚園・保育園・小中学校の状況

#### (1) 幼稚園・保育園の状況

平成26年4月現在、市内には、幼稚園が10園（すべて公立幼稚園、定員735名）、保育園が10園（すべて公立保育園、定員680人）あります。平成26年5月1日現在、827人の児童が在籍しており、子どもの数が減少する中であって、幼稚園・保育園の園児数の合計はわずかながら増加傾向にあります。



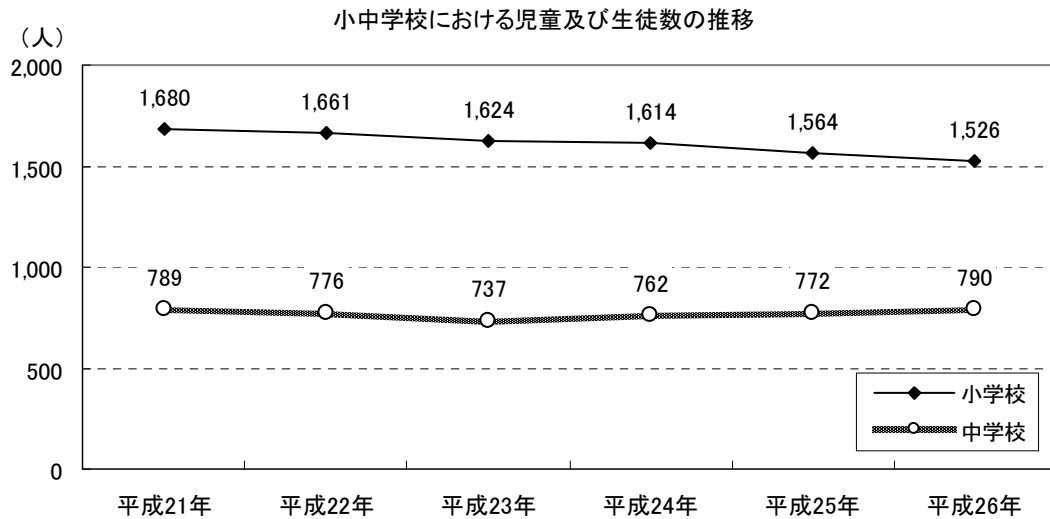
資料：学校基本調査結果報告（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査結果報告、福祉課（平成26年5月1日現在）

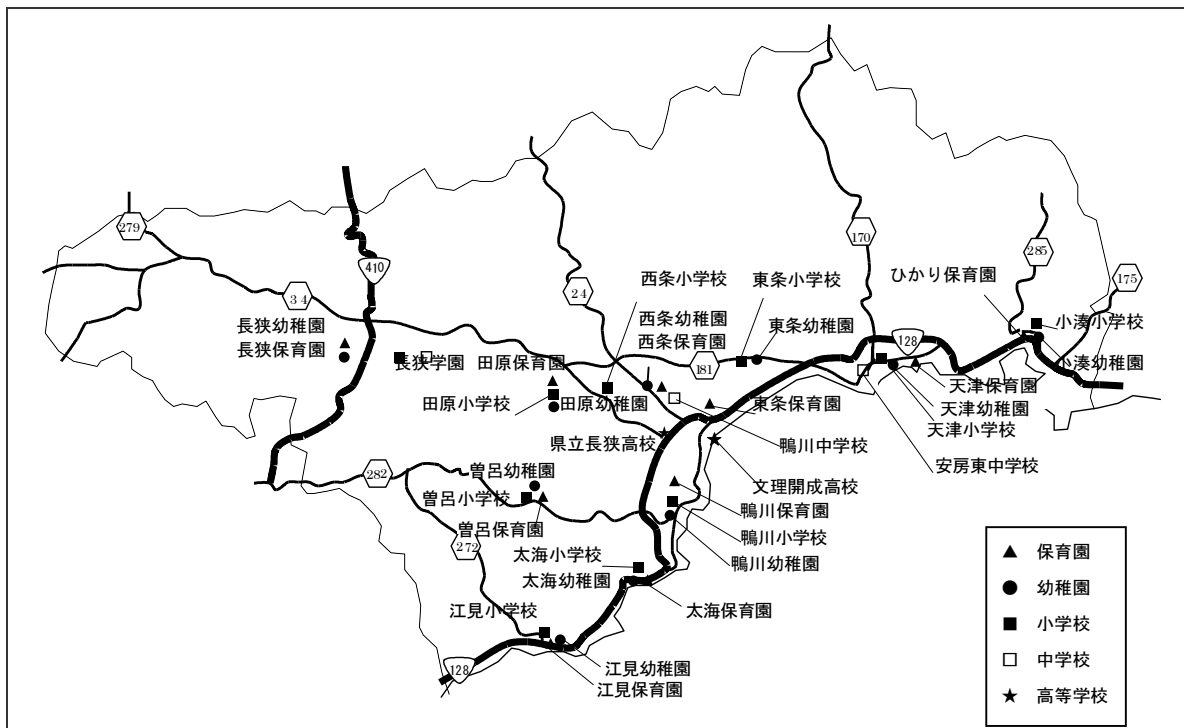
## (2) 小中学校の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には小学校が 10 校、中学校が 3 校あります。平成 26 年 5 月 1 日現在、小学校児童は 1,526 人、中学校生徒は 790 人が在籍しており、小学校児童は緩やかな減少傾向、中学校生徒はほぼ横ばいで推移しています。



資料：学校基本調査結果報告（各年 5 月 1 日現在）

## 鴨川市内学校等一覧



平成 26 年 4 月 1 日現在



## 4 主な子育て支援事業の状況

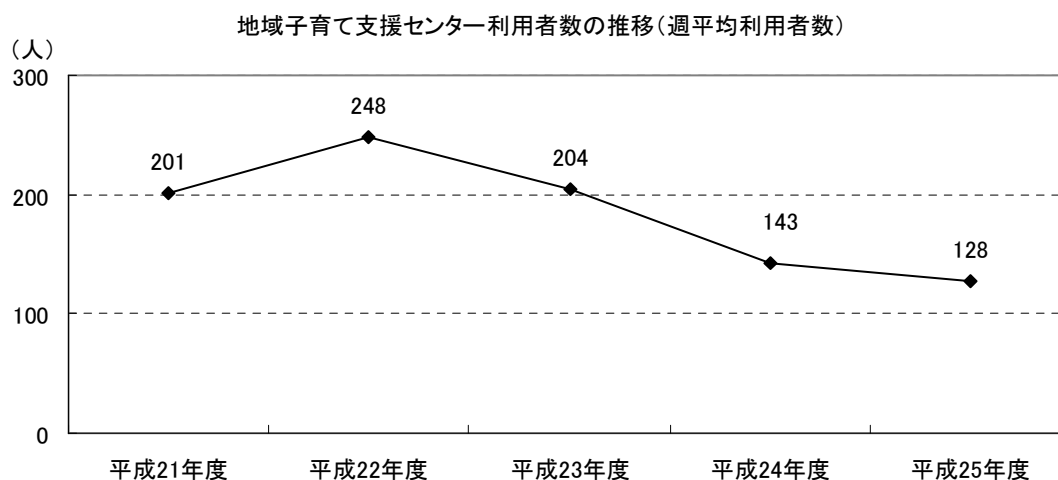
### (1) 地域子育て支援センター

市の地域子育て支援センターでは、就学前児童とその保護者に対し、子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と子どもの健やかな育成を図ることを目的に以下の事業を実施しています。

- ① 育児相談・指導（センター内での面接、電話による育児相談。保健師による保健相談や栄養士による食育指導等）
- ② 子育てサークルの育成・支援（サークルの会議等の場の提供）
- ③ 子育てボランティアの育成
- ④ 子育て情報の提供
- ⑤ 地域支援活動実施（公園等に保育士が出向き、親子交流の場を提供）

#### ■利用者数(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

事業者名	乳幼児数	保護者数	計
地域子育て支援センター	延べ利用者 3,849 人 * 開設日数 245 日	2,855 人	6,704 人



資料：福祉課

### (2) 障害児親子通所支援センター

障害児親子通所支援センターでは、心身発達に関する相談・助言、障害の特性に応じた指導・育成に必要な支援を実施しています。

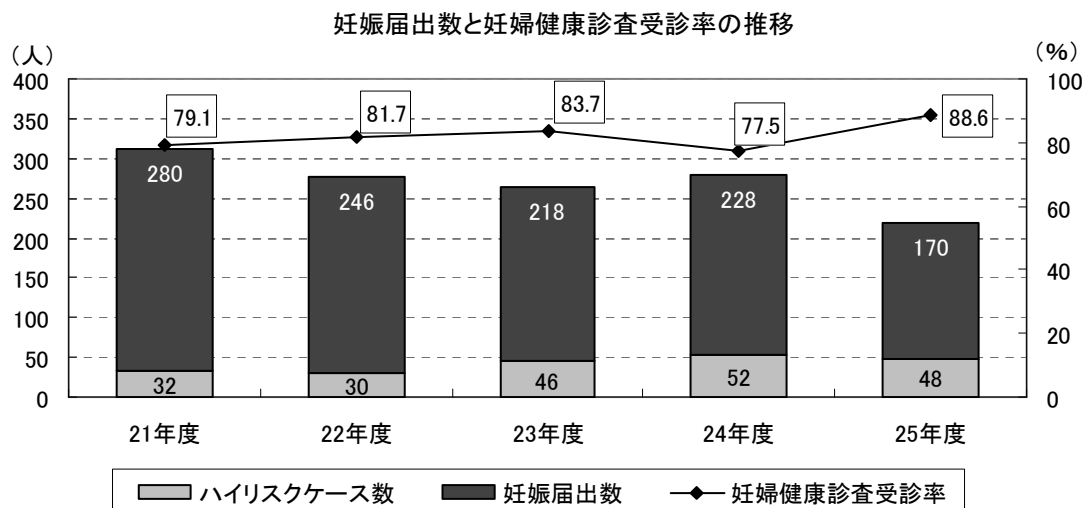
#### ■利用者数(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

事業者名	乳幼児数	保護者数	計
障害児親子通所支援センター	延べ利用者 375 人 * 開設日数 175 日	374 人	749 人

資料：福祉課

### (3) 妊婦健康診査の状況

妊婦に対して、妊娠届出時に「医療機関委託妊婦健康診査受診票」を交付し、14回の健診のうち費用の一部を助成しており、受診率は良好といえます。妊娠届出時に把握している、ハイリスクケース（支援を必要とするケース）の増加が課題です。



※妊婦健康診査受診率：(妊婦健康診査実施実績) / ((妊娠届出数) × 14回) × 100

資料：健康推進課

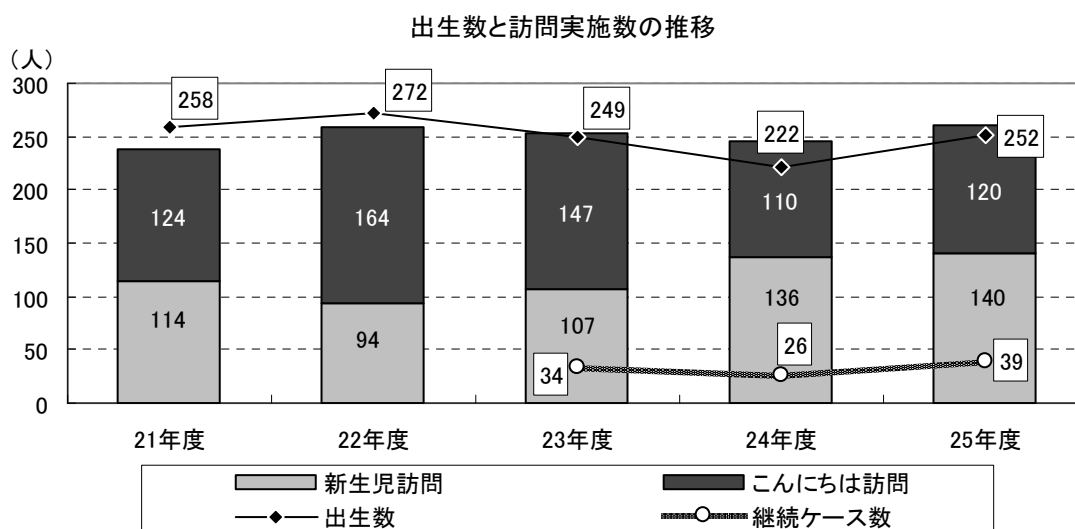
### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

こんにちは赤ちゃん訪問事業には新生児訪問指導も含まれ、出生数に対するその訪問実施数は、ほぼ100%対応しています。訪問実施数のうち、継続支援を必要とするケースへの対応が課題です。

#### ■平成25年度訪問実績

出生数	保健師訪問	主任児童委員訪問	電話・面接対応
252件	209件	39件	12件

資料：健康推進課



資料：健康推進課

### (5) ファミリー・サポート・センター<sup>※5</sup>事業

市では、小学校6年生以下の子どもを対象としてファミリー・サポート・センター事業を実施しており、依頼会員数は年々増加しているのに対して、提供会員が少ない状況にあります。

■ファミリー・サポート・センター事業の状況

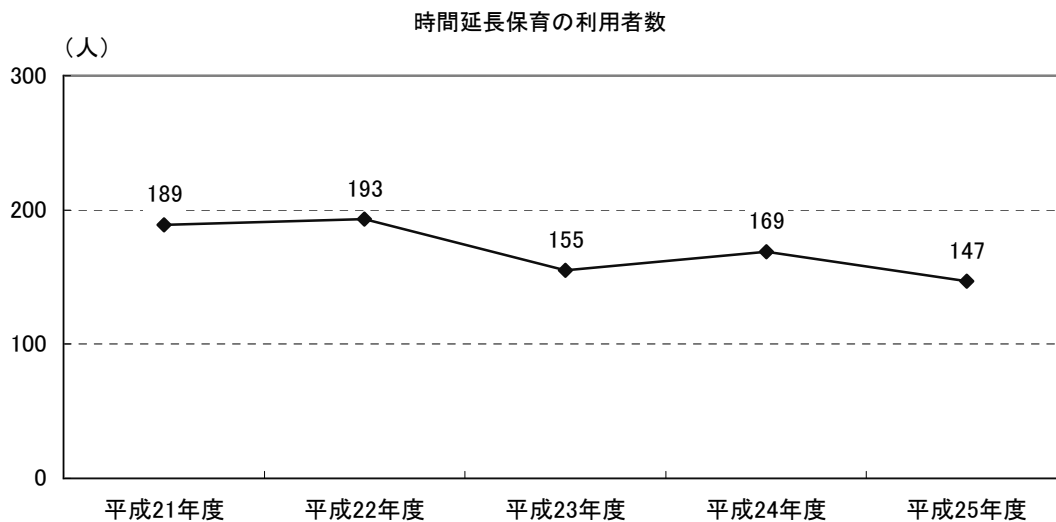
(単位:人)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数	25	28	35	37	42
提供会員数	12	13	12	15	11
両方会員数	5	7	6	5	6
利用延べ件数	21	44	53	85	22

資料：福祉課

### (6) 保育園の時間延長保育

保護者の勤務時間や通勤時間等の関係で、正規の保育時間内の送迎ができない方のために、市内8か所の保育園で時間延長保育を実施しています。

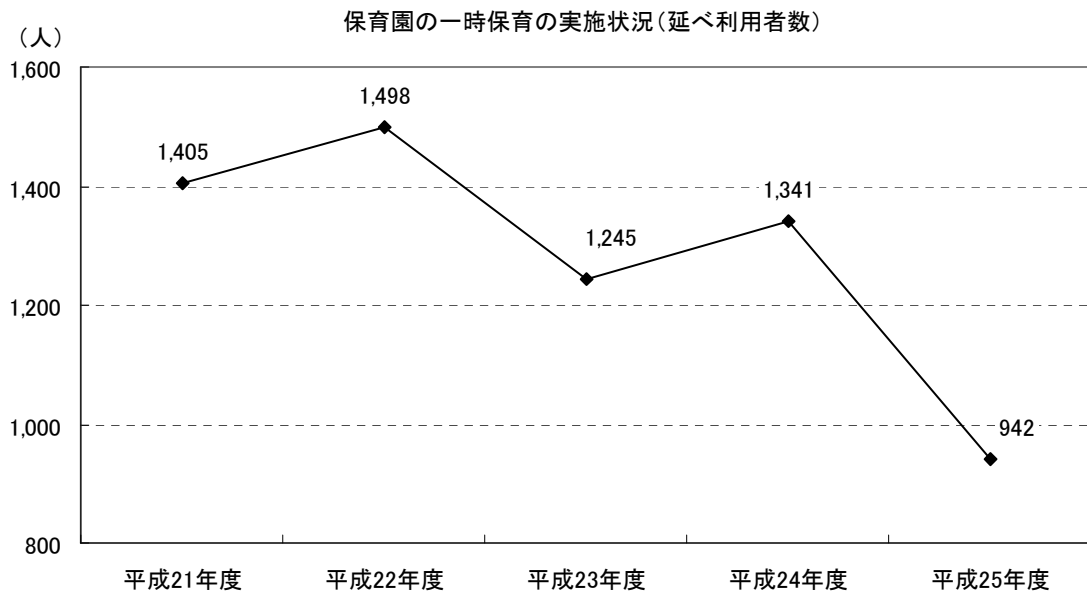


資料：福祉課

<sup>5</sup>※ ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が会員となって、地域で助け合う事業。

### (7) 保育園の一時保育

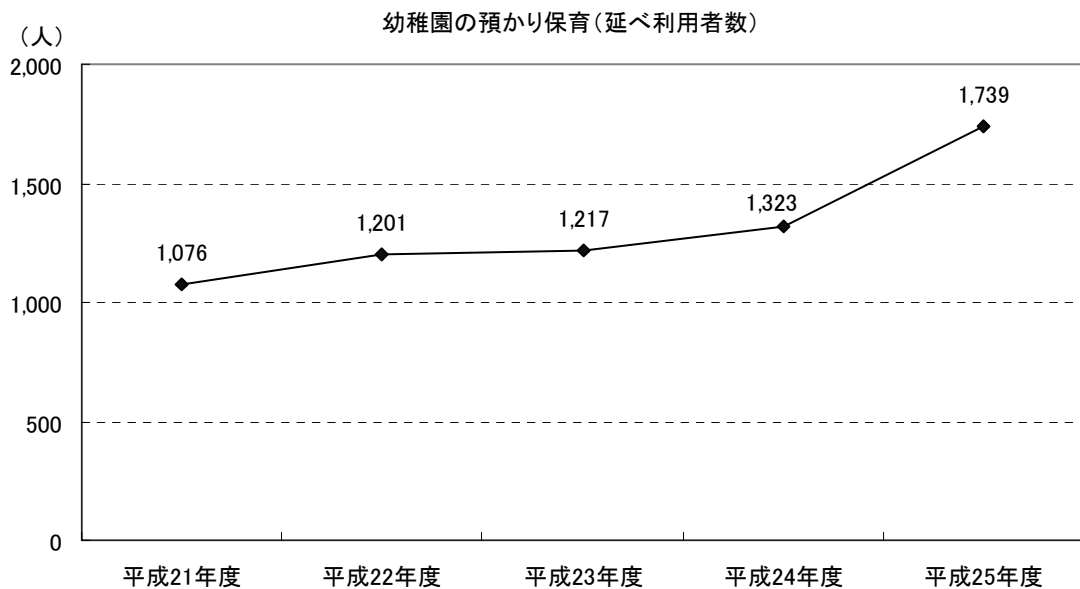
市内在住の就学前児童（1歳以上）の一時的な保育を行っています。保育園の一時保育は、平成22年度から23年度にかけて大きく減少し、さらに平成25年度には942人まで減少しています。



資料：福祉課

### (8) 幼稚園の預かり保育

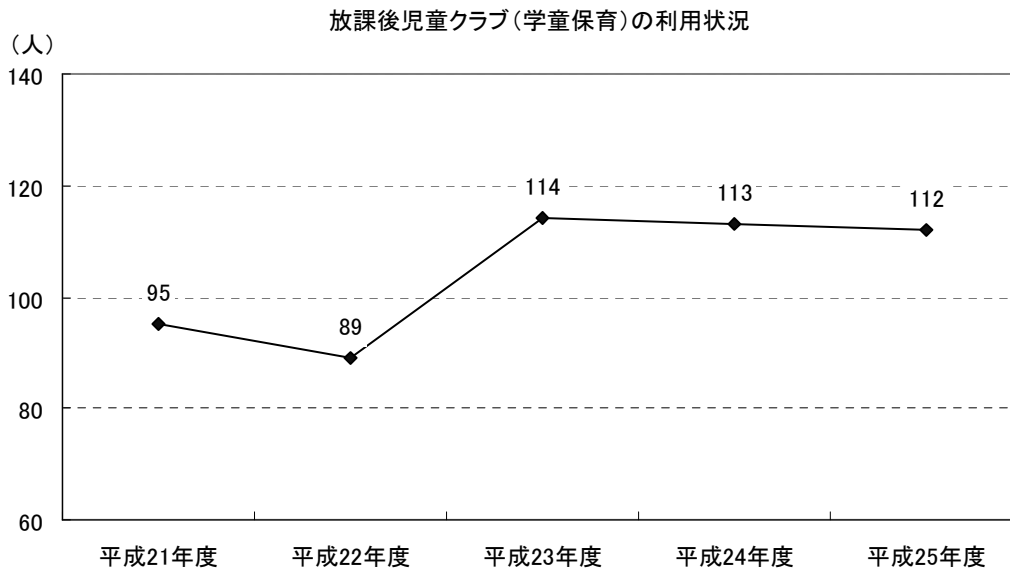
幼稚園の預かり保育は、平成18年度からの鴨川市独自の幼保一元化の取り組みにより実施されてきましたが、実施園の増加に伴い、利用者も伸びています。



資料：教育委員会

### (9) 放課後児童クラブ（学童保育）

主に小学校低学年児を対象に、放課後児童クラブ（学童保育）が実施されており、平成 23 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。



資料：福祉課

#### ■鴨川市における保育サービス事業

保育園の一時保育	現行制度の中で、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、保育園が実施する、一時的な保育をいいます。
幼稚園の預かり保育	鴨川市が独自に実施してきた幼保一元化において、家庭で保育を受けることが困難な状況等の幼稚園在園児に対して、通常の幼稚園の教育時間（9：00～14:00）の前後で子どもを預かる事業をいいます。 ※開始時期 吉尾幼稚園＝現長狭幼稚園（平成 18 年度） 鴨川幼稚園、小湊幼稚園（平成 19 年度） 西条幼稚園（平成 20 年度） 田原幼稚園（平成 24 年度） 東条幼稚園（平成 25 年度） 天津幼稚園（平成 26 年度） 江見幼稚園（平成 27 年度予定）
一時預かり事業	平成 27 年度から実施される子ども・子育て支援新制度において、家庭で一時的に保育が困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園・保育園・認定こども園で、一時的に保育を実施する事業をいいます。現行の保育園の一時保育及び幼稚園の預かり保育がこの事業に該当することになります。

## 5 鴨川市次世代育成支援地域行動計画・後期計画の達成状況

鴨川市次世代育成支援地域行動計画・後期計画（平成 22～26 年度）

### 1. 実施箇所数の目標及び実績

		平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 25 年度現在
認可保育園		12 箇所	10 箇所	10 箇所
幼稚園		12 箇所	10 箇所	9 箇所※
認可外保育施設		5 箇所	5 箇所	5 箇所
延長保育	19 時まで	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	19 時半まで	1 箇所	1 箇所	1 箇所
病児保育		0 箇所	1 箇所	0 箇所
放課後児童クラブ（学童保育）		3 箇所	5 箇所	5 箇所
保育園の一時保育		1 箇所	1 箇所	1 箇所
地域子育て支援拠点事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所
ファミリー・サポート・センター事業		1 箇所	1 箇所	1 箇所

※太海幼稚園が休園だったため平成 25 年度は 9 箇所となっている。

### 2. 1 日平均利用人数の目標及び実績

		平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 25 年度現在
保育園	0～2 歳	281 人	316 人	288 人
	3 歳以上	322 人	325 人	253 人
	合計	603 人	641 人	541 人
幼稚園の預かり保育		88 人	100 人	151 人
延長保育	19 時まで	18 人	21 人	36 人
	19 時半まで	0 人	0 人	2 人
休日保育		0 人	0 人	0 人
放課後児童クラブ（学童保育） （小 1～3）		104 人	166 人	166 人

### 3. 年間延利用人数の目標

	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 25 年度現在
病児保育	2 人日（市外）	1,500 人日	—
保育園の一時保育	1,351 人日	1,500 人日	942 人日

## 6 アンケート調査結果

### 【調査の概要】

本計画の策定に向けて、就学前児童保護者及び就学児童保護者を対象に、子育てに関するニーズや要望などを把握するため、アンケート調査を、平成 26 年 1 月 29 日から 2 月 10 日にかけて実施しました。

### ■回収結果

調査種別	発送数(件)	回収数(件)	回収率(%)
就学前児童調査	1,187	645	54.3
就学児童調査	776	386	49.7

### ■調査の種類及び調査対象者

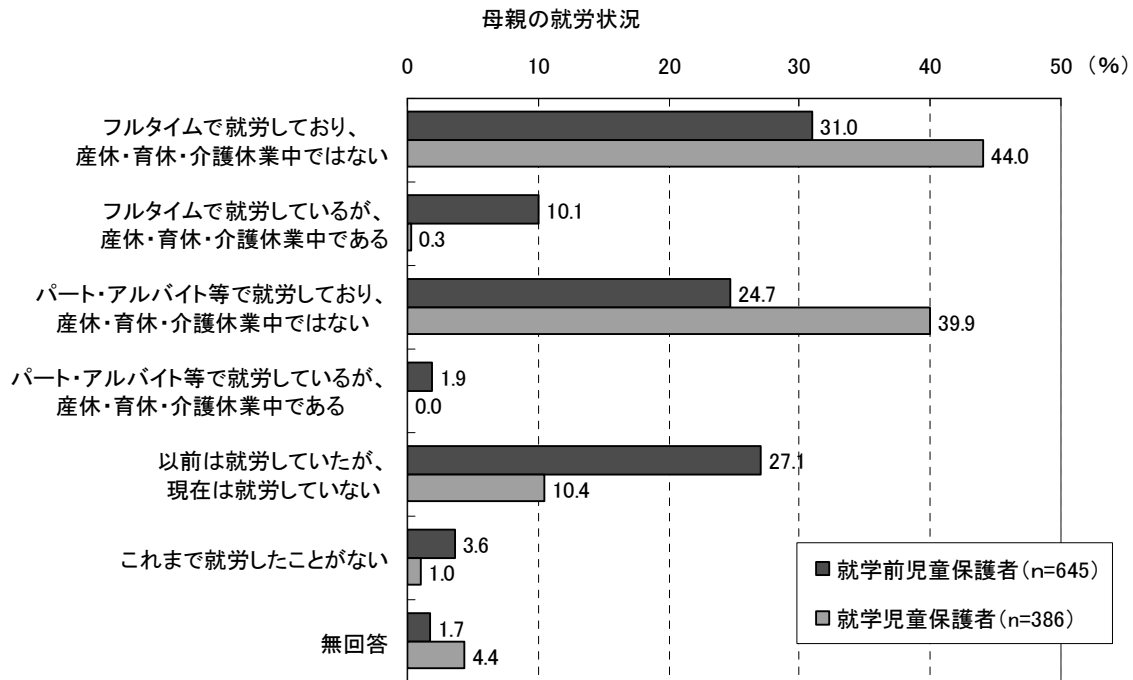
調査種別	調査対象者
就学前児童調査	市内在住の就学前児童保護者（無作為抽出による）
就学児童調査	市内在住の就学児童保護者（無作為抽出による）

### 【調査結果の見方】

- ①集計した数値（％）は小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示しています。  
そのため、質問に対する回答の選択肢が 1 つだけの場合、選択肢の数値（％）を全て合計しても、100.0%にならない場合があります。
- ②回答者数を分母として割合（％）を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると 100%を超えることがあります。
- ③回答が少数である場合の比率については、特定の意向が強く反映される場合があります。
- ④グラフの（n）は当該設問のサンプル数を表しています。

## (1) 母親の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くそれぞれ31.0%、44.0%となっています。次いで、就学前児童保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.1%、就学児童保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.9%となっています。

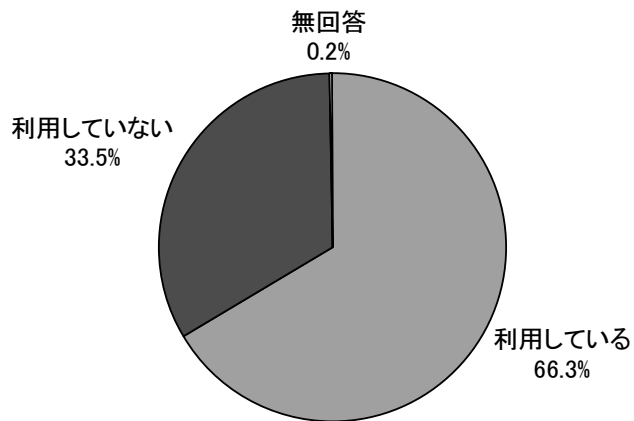




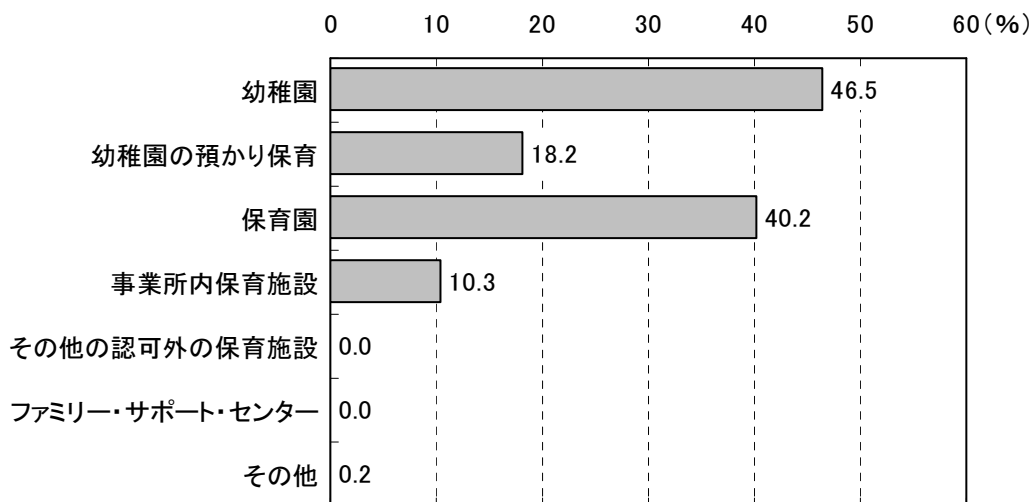
## (2) 幼稚園・保育園の利用状況

平日に幼稚園や保育園を利用している就学前児童は 66.3%で、利用している施設やサービスは「幼稚園」が 46.5%と最も多く、次いで「保育園」が 40.2%となっています。

平日の幼稚園・保育園等の利用状況(就学前児童保護者 n=645)

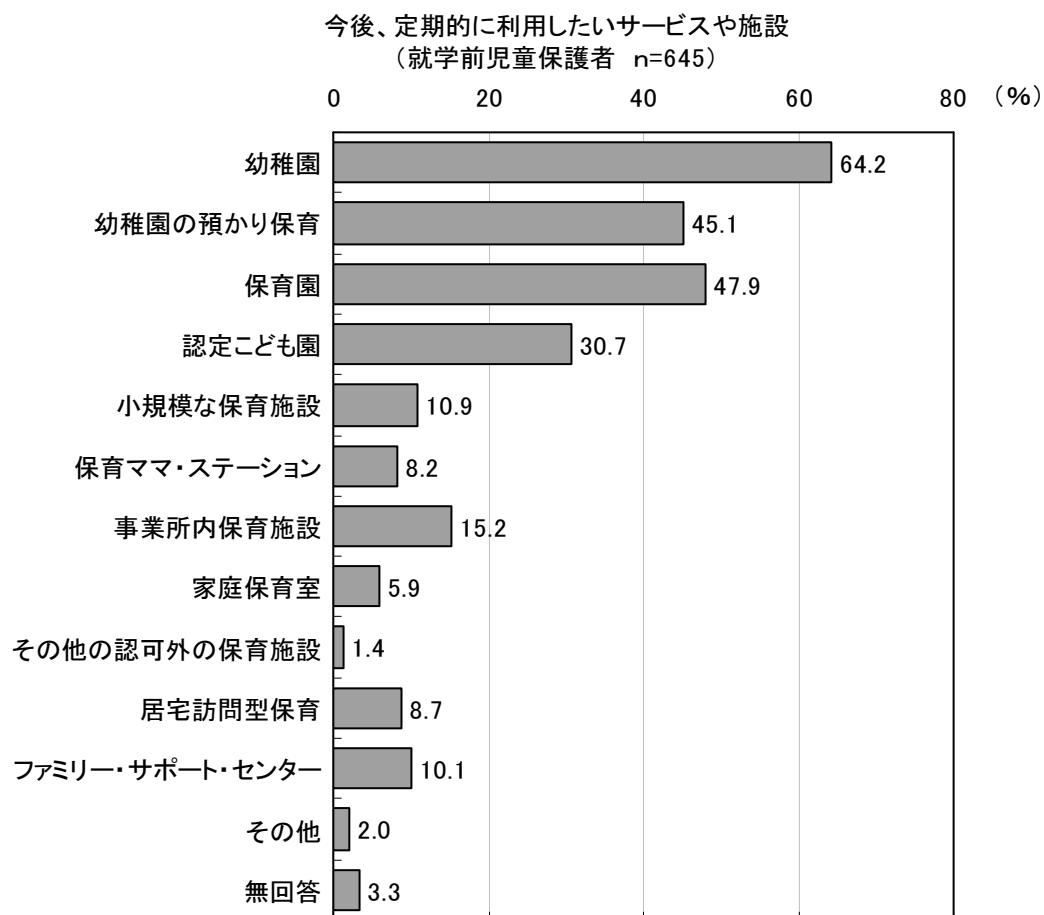


平日利用している教育・保育サービス(就学前児童保護者 n=428)



### (3) 利用したい施設やサービス

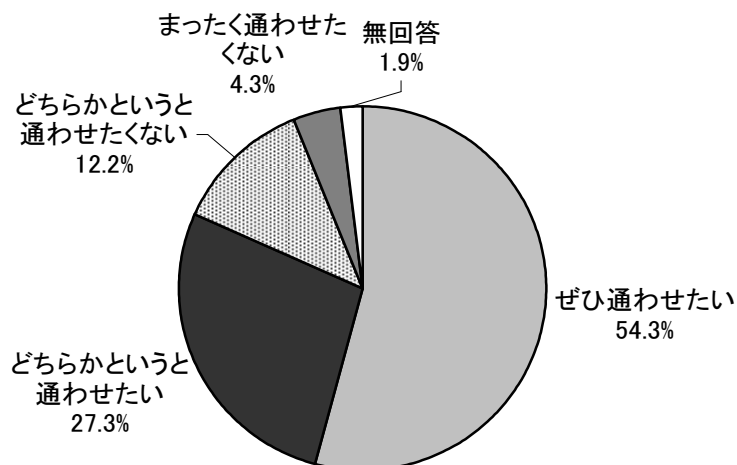
今後定期的に利用したい施設やサービスは、「幼稚園」が64.2%と最も多く、次いで「保育園」が47.9%、「幼稚園の預かり保育」が45.1%となっています。



#### (4) 3歳児からの幼稚園利用希望

幼稚園が3歳児から通えるように対象年齢が拡大された場合の利用希望については、「ぜひ通わせたい」が54.3%、「どちらかというに通わせたい」が27.3%となっています。

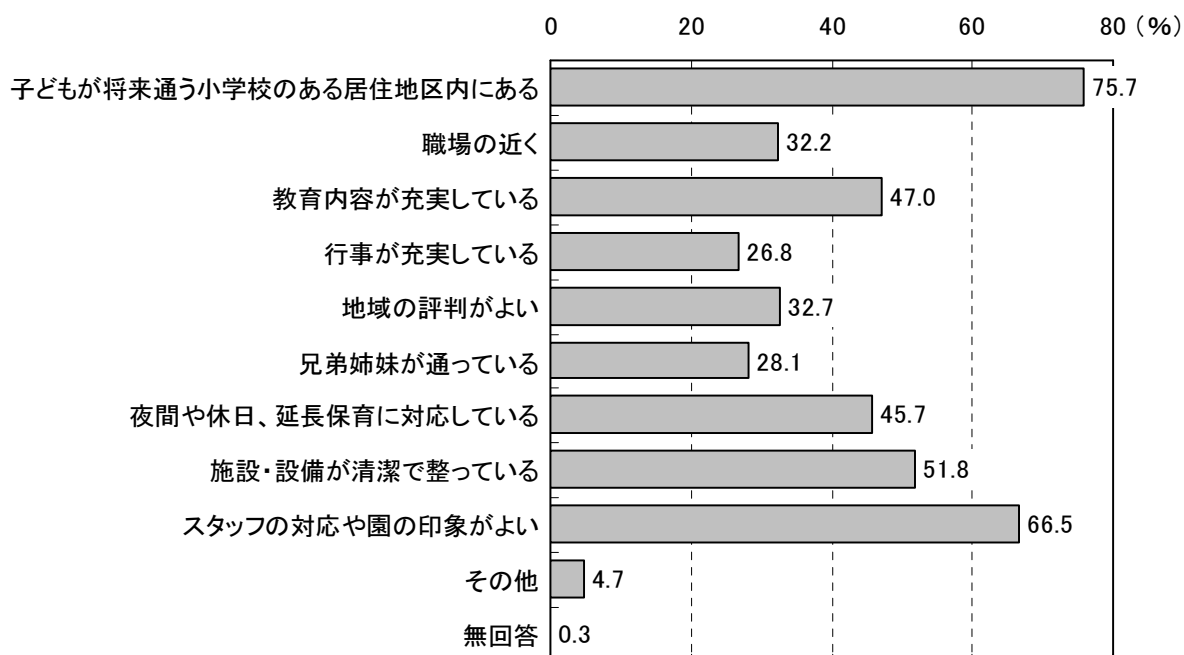
3歳児からの幼稚園利用希望  
(就学前児童保護者 n=645)



#### (5) 平日の教育・保育サービスを選ぶ際、重視する点

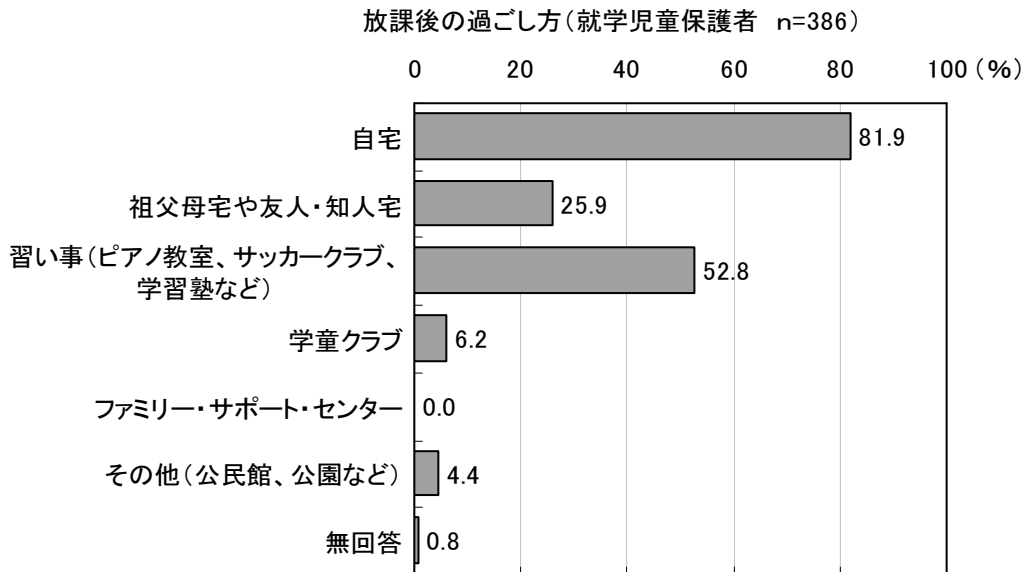
平日の教育・保育サービスを選ぶ際、重視する点については、「子どもが将来通う小学校のある居住地区内にある」が75.7%と最も多く、次いで、「スタッフの対応や園の印象がよい」が66.5%、「施設・設備が清潔で整っている」が51.8%となっています。

平日の教育・保育サービスを選ぶ際、重視する点(就学前児童保護者 n=645)



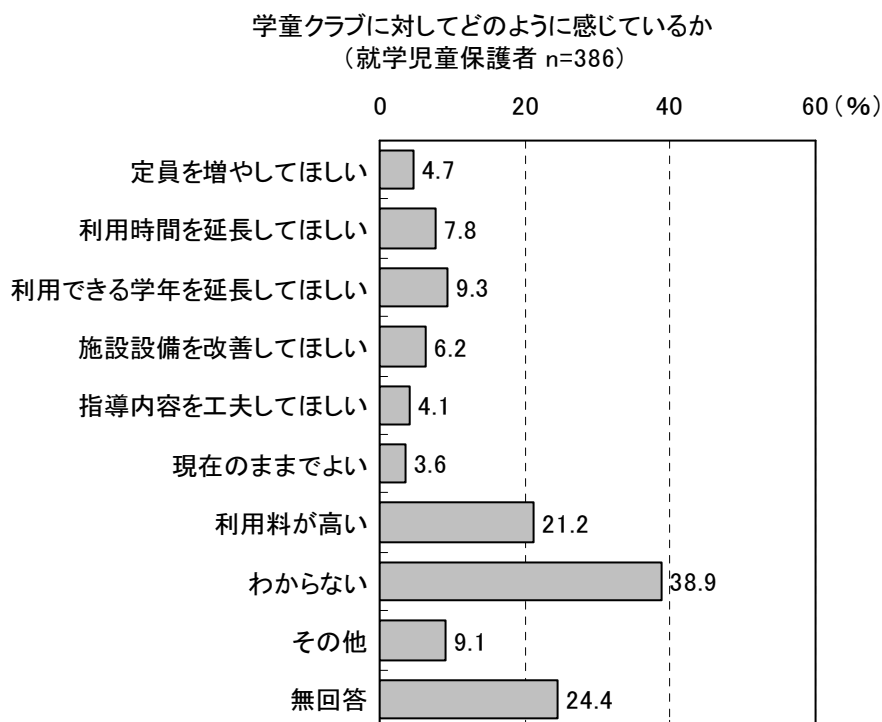
## (6) 就学児童の放課後の過ごし方

就学児童の放課後の過ごし方では、「自宅」が81.9%と最も多く、次いで「習い事」が52.8%となっています。



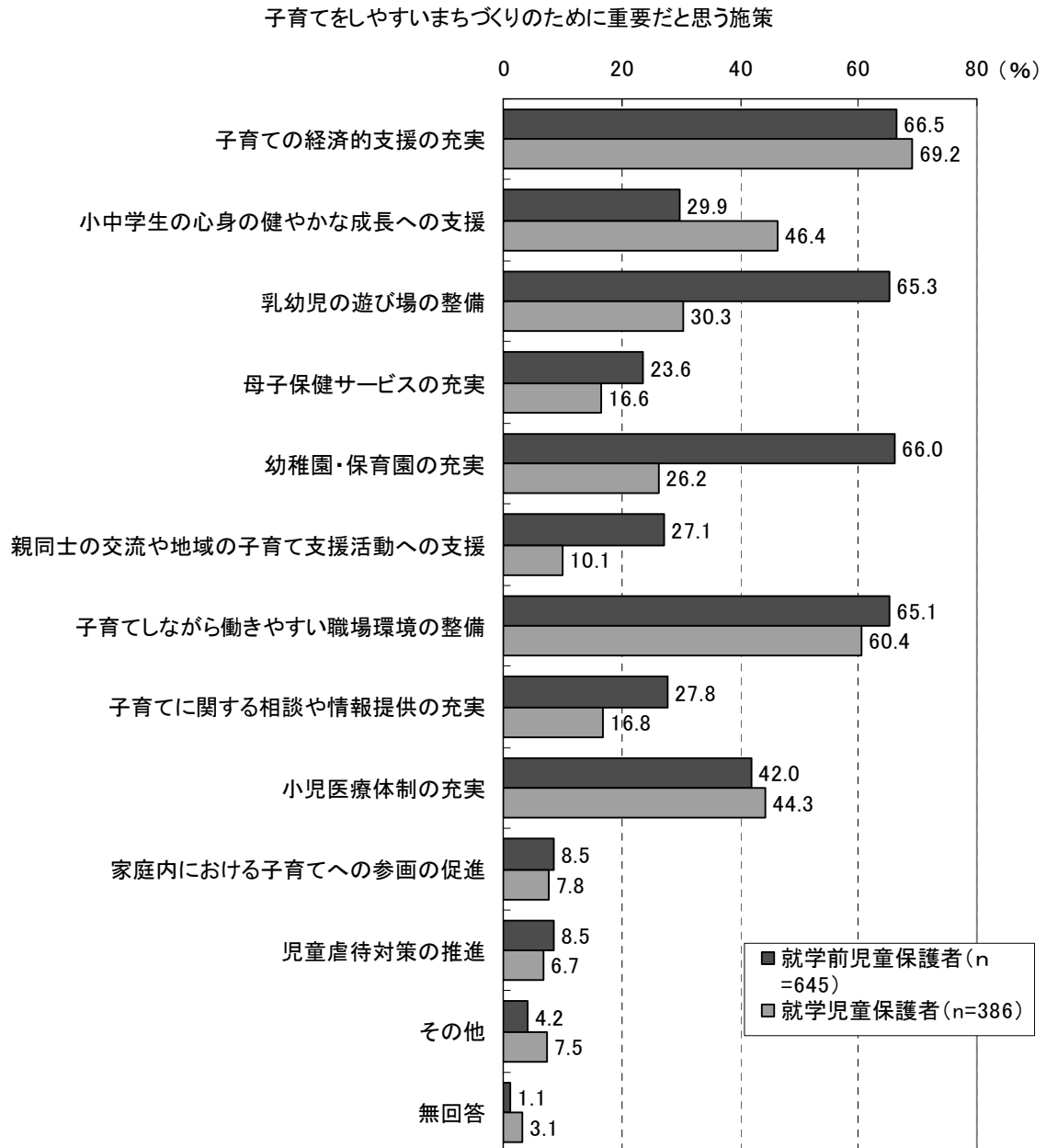
## (7) 学童保育に対してどのように感じているか

学童保育については、「利用料が高い」が21.2%、「利用できる学年を延長してほしい」が9.3%、「利用時間を延長してほしい」が7.8%などの要望がみられます。



### (8) 子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思う施策

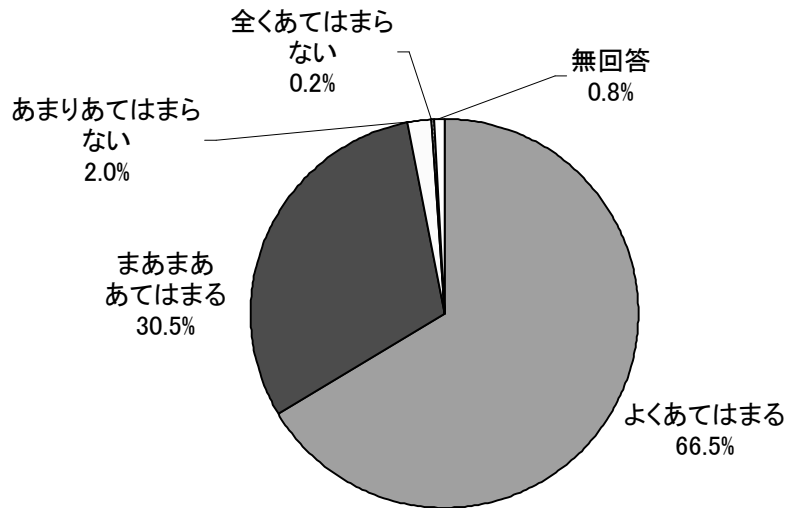
子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思う施策について、就学前児童保護者では、「子育ての経済的支援の充実」が66.5%と最も多く、次いで「幼稚園・保育園の充実」が66.0%、「乳幼児の遊び場の整備」が65.3%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が65.1%となっています。また、就学児童保護者では、「子育ての経済的支援の充実」が69.2%、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が60.4%となっています。



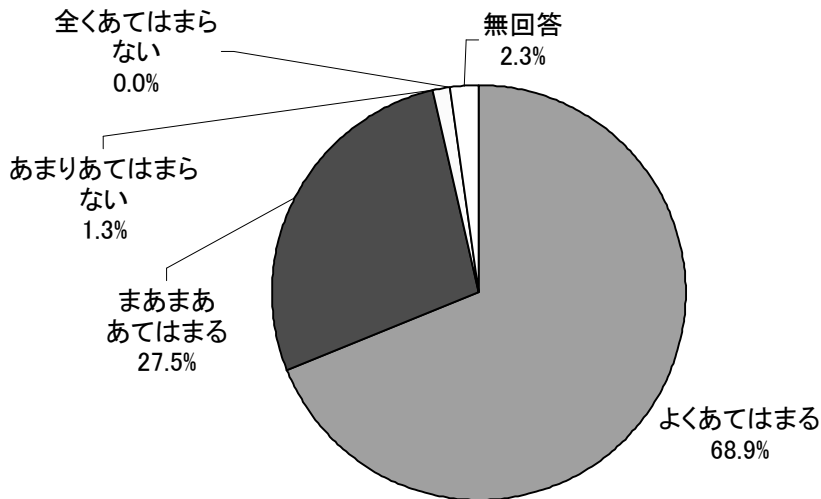
### (9) 子どもがいたら、毎日の生活が楽しいと思うか

子どもがいたら毎日の生活が楽しいと思うかについて、就学前児童保護者では「よくあてはまる」が66.5%、「まあまああてはまる」が30.5%であり、合わせると『あてはまる』が97.0%となっています。また、就学児童保護者では「よくあてはまる」が68.9%、「まあまああてはまる」が27.5%であり、合わせると『あてはまる』が96.4%となっています。

子どもがいたら、毎日の生活が楽しいと思う(就学前児童保護者 n=645)



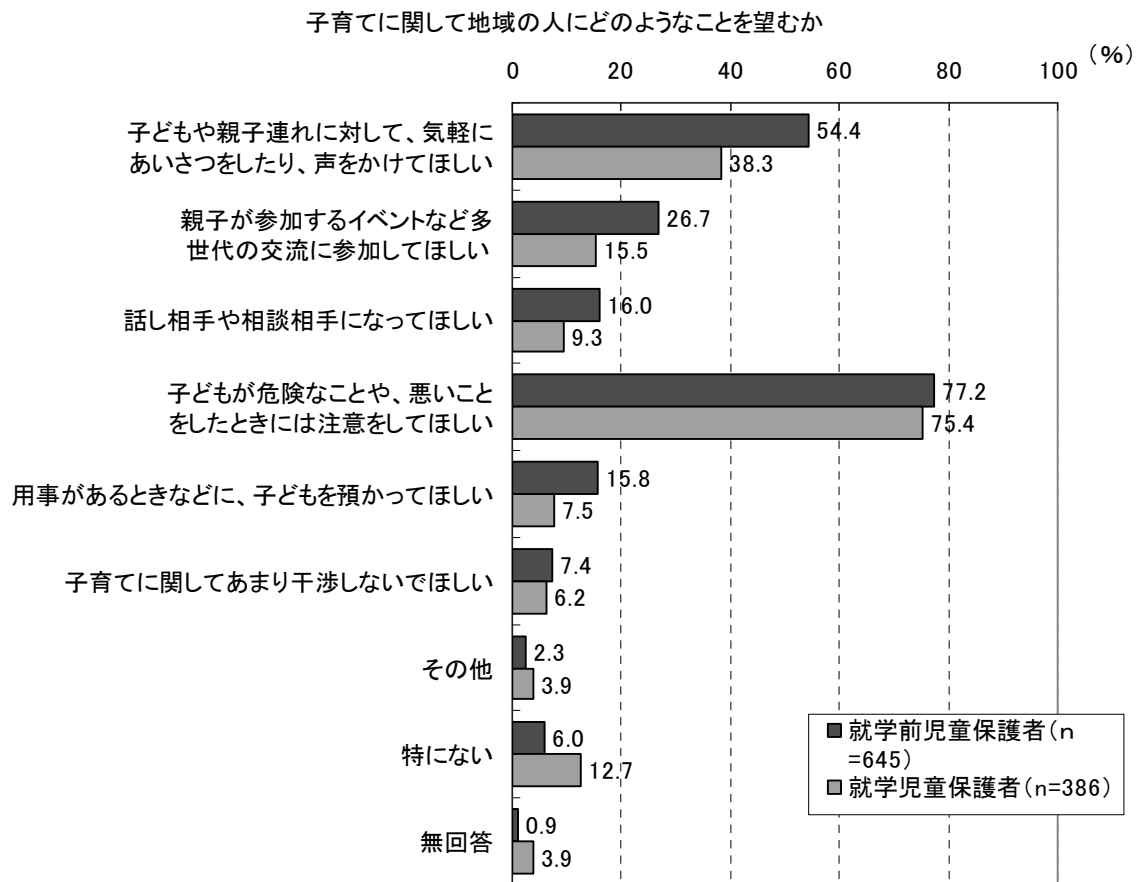
子どもがいたら、毎日の生活が楽しいと思う(就学児童保護者 n=386)



### (10) 子育てに関して地域の人にどのようなことを望むか

子育てに関して地域の人にどのようなことを望むかについて、就学前児童保護者では「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意してほしい」が77.2%と最も多く、次いで、「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけてほしい」が54.4%となっています。

就学児童保護者でも同様に、「子どもが危険なことや、悪いことをしたときには注意してほしい」が最も多く75.4%、次いで、「子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつをしたり、声をかけてほしい」が38.3%となっています。



# 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

第1次鴨川市基本構想では、健康福祉分野において「うるおいのある健康福祉の都市」を、また、教育分野においては、「創造性あふれる教育文化の都市」を基本方針としています。

これに基づき、鴨川市健康福祉推進計画は、市民と市の協働と自助・公助・共助による健康福祉の推進を基本に「ささえあい、安心・笑顔でつながるまちづくり」を、鴨川市教育振興計画では、「学んでよかった 住んでよかったと実感できる鴨川市」を目指しています。

本計画では、第1次鴨川市基本構想、鴨川市健康福祉推進計画、及び鴨川市教育振興計画の趣旨を踏まえ、

### 基本理念

ささえあい、安心して子どもを生き育て、  
みんなの笑顔を育むまちづくり

を基本理念に、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取り組みを進めます。



## 2 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、以下の4つの柱を基本施策として、具体的な施策・事業の展開を図ります。

### 基本施策1 就学前の親子への支援

乳幼児期における親子の健康づくりと保護者の育児不安、ストレスの解消に努めるとともに、多様なニーズに応える教育・保育の充実、各種相談や、孤立した育児に陥ることのないよう身近な地域での子育て支援の体制づくりを進めます。

### 基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり

子どもの成長においては、心身の健全な発達が実現されるよう学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境づくりを推進します。また、地域における子どもたちの居場所や様々な体験を得る機会の確保に努め、青少年の健全育成に向けた取り組みを推進します。

### 基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援

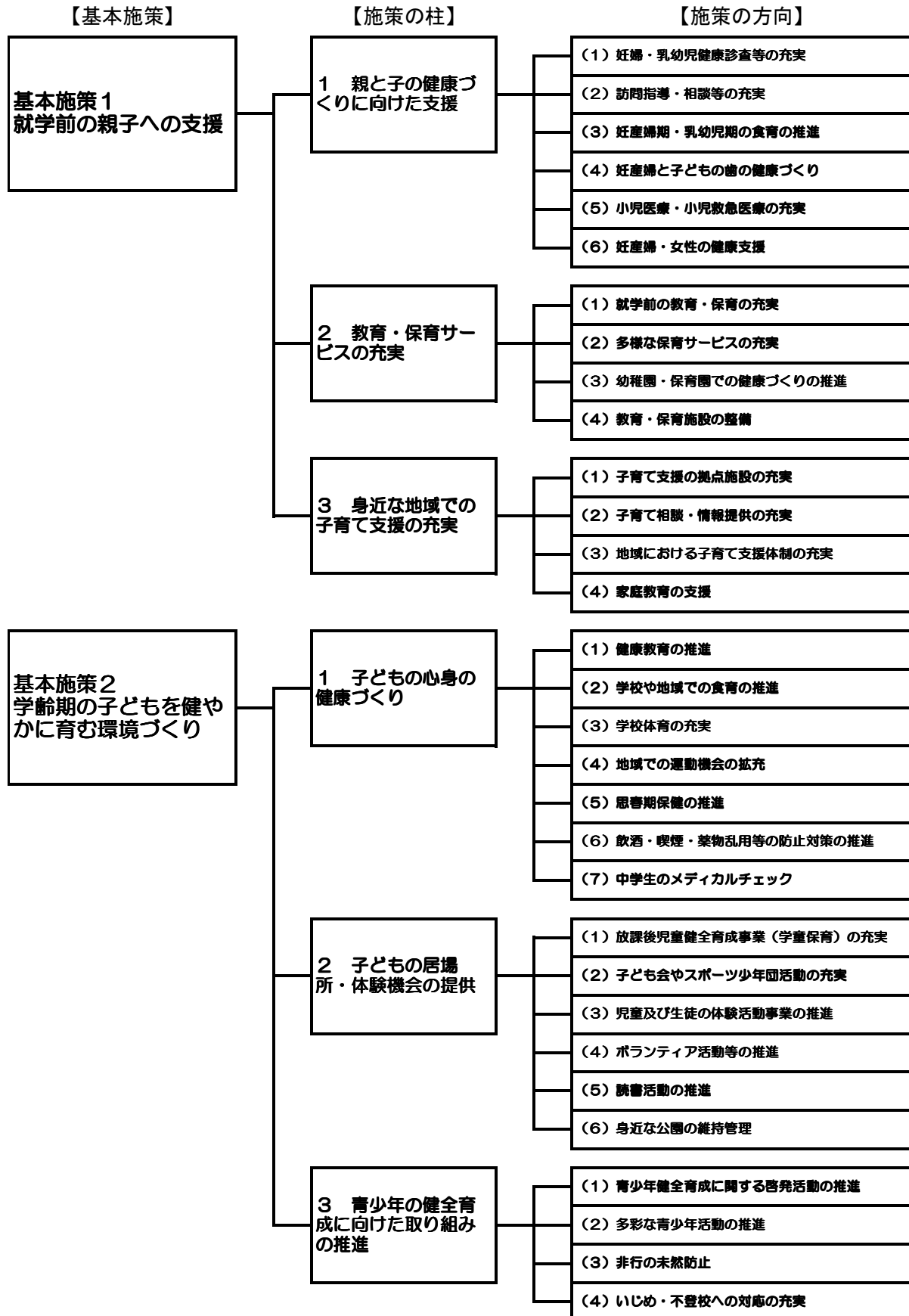
障害のある子ども一人ひとりの地域生活における自立と、療育・保育・教育の充実に向け、関係機関と連携して必要な支援を行っていきます。また、児童虐待・DV等の防止に向けた取り組みとともに、被害にあった子どもや女性等への支援の充実を努めます。

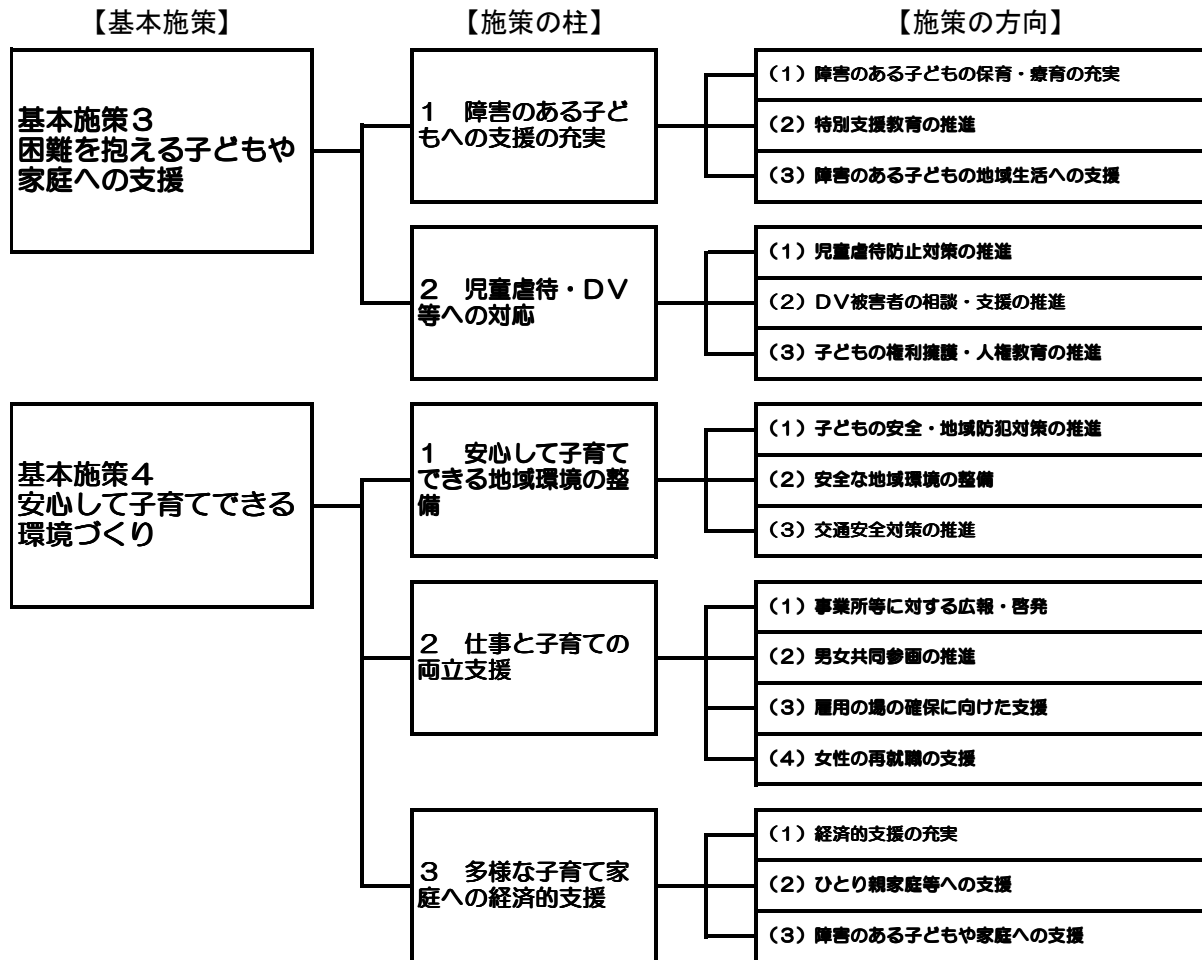
### 基本施策4 安心して子育てできる環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>※6</sup>の実現に向け、子育てと仕事を両立しやすい社会環境の整備に努めるとともに、地域で安心して子育てできる環境づくり、ひとり親家庭をはじめとする多様な子育て家庭への経済的支援と自立に向けた支援に取り組みます。

<sup>6</sup>※ 個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、多様なライフスタイルを選択・実現できる状況のこと。

### 3 施策の体系





# 第4章 具体的施策の展開

## 基本施策1 就学前の親子への支援

### 1 親と子の健康づくりに向けた支援

#### 【現状と課題】

生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送るためには、妊娠中や乳幼児期からの健康づくりと、親と子が健やかに過ごすための環境づくりが重要です。

市では、妊産婦期、新生児期、乳幼児期を通じて、健康診査や母子の健康・育児に関する相談、妊婦を対象とした栄養指導や離乳食の指導のほか、産後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）では、乳児のいる全ての家庭への訪問と支援を目標に取り組んでいます。

生涯を通じた歯の健康づくりのため、永久歯のむし歯予防対策として、4歳から14歳までを対象にフッ化物洗口<sup>※7</sup>事業を推進しています。また、幼稚園や保育園のむし歯予防教室で園児のブラッシング習慣を促しています。

働く女性の増加と初婚年齢の上昇、ひとり親の子育てや若年妊婦等生活背景が多様化する中、高齢出産やストレス等を抱える妊婦が増加していることから、妊婦健康診査の受診率向上を図るとともに、相談支援の充実を図っていく必要があります。

千葉県では、小児救急医療の充実を図ることを目的に、小児救急相談事業を実施しています。本市には高度医療機能を有する大規模な民間病院や市立国保病院などが立地し、広域的な救急医療体制が構築されており、子どもが突発的な事故や病気の際に、適切な医療を受けることができるよう救急医療体制の整備に取り組んでいます。

#### 【施策の方向】

##### （1）妊婦・乳幼児健康診査等の充実

- ・母子健康手帳の発行により妊婦の健康管理に寄与するとともに、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の公費負担により妊娠・出産に関する支援を行います。
- ★妊婦健康診査・乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、栄養相談をはじめとする各種相談、診察、指導による母子保健事業を推進します。
- ・乳幼児の健康診査の受診機会等を捉え、障害の早期発見と早期療育に向けた支援の充実を図ります。

※★は「地域子ども・子育て支援事業計画」（第5章）に定める事業で、子ども・子育て支援法第59条に定められた13の事業からなる。

<sup>7</sup>※ 一定濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いてぶくぶくうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて歯の質を強くし、むし歯を予防する方法。

## **(2) 訪問指導・相談等の充実**

- ★新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を通じて、親子の心身の問題を早期に発見し、必要な保健・福祉・医療サービスへ円滑につなげていきます。
- ・育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。
- ★乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）などにより把握した、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、養育に関する指導・助言等を行います。

## **(3) 妊産婦期・乳幼児期の食育の推進**

- ・パパママ学級等の機会を通じて、妊娠中の適切な体重管理、適切な食事についての知識の普及を図ります。
- ・乳幼児健康診査等の機会を通じて、食育に関する知識の普及や離乳食の指導などを行います。

## **(4) 妊産婦と子どもの歯の健康づくり**

- ・妊娠期から子どもの歯の健康について知る機会を提供し、乳幼児健康診査やパパママ学級等の機会に、おやつとの与え方と生活習慣の大切さについて意識啓発を行います。

## **(5) 小児医療・小児救急医療の充実**

- ・子どものケガや急病時に対応できるよう、地域の医療機関と連携し、それぞれの機能に応じた役割分担に基づき、効果的な小児医療体制の整備を進めます。

## **(6) 妊産婦・女性の健康支援**

- ・妊娠期から育児期のたばこの影響について普及啓発します。また、妊産婦への喫煙防止指導を行い、胎児への悪影響を防止します。
- ・妊娠を希望しているにもかかわらず、不妊治療を受けざるを得ない家庭に対し、不妊相談や助成<sup>※8</sup>に関する情報提供を行います。

---

<sup>8</sup>※ 千葉県特定不妊治療費助成事業。不妊相談センターを健康福祉センター（保健所）に設置し、不妊に関する相談や不妊治療費助成金の申請交付を行っている千葉県の事業。

## 2 教育・保育サービスの充実

### 【現状と課題】

市内幼稚園及び保育園の利用者数は、子どもが減少する中であって、鴨川市独自の幼保一元化の取り組みによって、4・5歳児が保育園から幼稚園に移行したことにより、保育園はやや減少、幼稚園は増加傾向となっています。これまでの、本市独自の取り組みである幼保一元化により、全ての4・5歳児が幼稚園教育を受けることの出来る環境を整えることを目標に、幼稚園での預かり保育<sup>※9</sup>の実施に取り組み、平成27年4月には全ての幼稚園で4・5歳児の幼稚園教育と預かり保育が実施される予定です。

平成25年度実施のアンケート調査で、今後、定期的に利用したい教育・保育の事業としては、「幼稚園」が64.2%で最も多く、次いで「保育園」が47.9%、「幼稚園の預かり保育」が45.1%となっています。「認定こども園」も30.7%を占めており、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。

平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付が共通化されるとともに、認定こども園<sup>※10</sup>を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。

市では、幼稚園と保育園の幼保一元化や適正配置等について、従来から取り組みを進めており、今後も、就学前の子どもがよりよい環境の中で充実した活動ができるよう、必要な環境整備を図っていくとともに、認定こども園のあり方についても検討していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 就学前の教育・保育の充実

- ・ 少子化や多様な保育・幼児教育ニーズに対応できるよう、よりよい教育・保育の環境整備に努めていくとともに、本市における認定こども園のあり方について検討を行います。
- ・ 幼小連携推進委員会で策定した「幼小連携プラン」をもとに、幼稚園と保育園、小学校間の連携も深め、幼児教育の一層の振興を図ります。

#### (2) 多様な保育サービスの充実

- ★多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時保育、病児保育など、保育サービスの充実に努めます
- ★幼稚園における預かり保育等を実施するとともに、施設・設備等の整備を進めます。
- ・ 幼稚園・保育園の職員に対する研修体制を充実し、職員の資質向上と保育サービスの向上を図ります。

<sup>9</sup>※ 通常の幼稚園の教育時間（9：00～14：00）の前後で子どもを預かること。

<sup>10</sup>※ 教育と保育を一体的に行う施設として導入された施設。

### (3) 幼稚園・保育園での健康づくりの推進

- ・ 幼稚園・保育園、食に関するボランティアなどと連携し、地域全体で食育の推進に取り組みます。
- ・ 市内の全幼稚園・保育園における4歳以上児を対象に、フッ化物洗口事業を実施し、永久歯のむし歯予防に努めます。

### (4) 教育・保育施設の整備

- ・ 老朽化の進む幼稚園・保育園施設については、計画的に改修を進めます。
- ・ 官民協働による施設整備の推進を図ります。



### 3 身近な地域での子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、地域社会の結びつきが希薄化していく中で、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる地域子育て支援拠点等の設置が求められています。

市内には、平成 26 年 4 月現在、子育て総合支援センターが 1 か所設置されており、就学前の親子等の交流の場となるとともに、育児に不安を持つ保護者からの相談等への対応や、子育て支援情報の提供などを行っています。

平成 25 年度実施のアンケート調査で、子育て総合支援センターの今後の利用については、「利用していないが、今後利用したい」が 16.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 7.8%と合わせて約 25%が今後の利用を希望しており、身近な場所で子育て中の親子が交流し、相互に情報交換や相談が行える場のさらなる拡充が求められます。

また、子育て総合支援センター内にはファミリー・サポート・センターがあり、市民相互による子育て支援の組織として運営されています。

市内には、子育て中の親子を応援する自主的グループが活動していますが、こうした自主的グループや子育て支援に関するボランティアの育成を推進していく必要があります。

#### 《ファミリー・サポート・センターの主な活動内容》

(原則、提供会員宅で子どもを預かります)

- ・ 保育施設の保育開始時間まで子どもを預かること
- ・ 保育施設の保育終了後、子どもを預かること
- ・ 保育施設までの送迎のために子どもを預かること
- ・ 学校の放課後、子どもを預かること



## 【施策の方向】

### （１）子育て支援の拠点施設の充実

- ★市の子育て支援の拠点施設として、子育て総合支援センターにおける就学前の親子等の交流、子育てに関する相談や情報提供等のよりよいサービスの向上を図ります。
- ★子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの利用を促進します。

### （２）子育て相談・情報提供の充実

- ・保育士、保健師及び管理栄養士による育児相談、保護者同士の交流といった機会の提供を通して育児不安などの解消を図るため、子育て総合支援センターの利用を促進します。
- ・家庭児童相談室における電話、面接による相談と、関係機関との連携による支援を充実します。
- ・「広報かもがわ」やパンフレット、掲示板やインターネット等を利用した子育てや子どもの健康に関する情報提供を充実します。

### （３）地域における子育て支援体制の充実

- ・両親が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを推進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。
- ・パパママ学級や育児サークルなどをきっかけに、保護者同士の仲間づくりなどを支援します。
- ・育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。
- ・子育て支援に関する自主的グループやボランティアの育成を推進します。

### （４）家庭教育の支援

- ・家庭教育学級の開催、家庭教育指導員による家庭教育指導や相談事業の実施、子育て学習会への支援などにより、家庭の教育力の強化を図ります。

## 基本施策2 学齢期の子どもを健やかに育む環境づくり

### 1 子どもの心身の健康づくり

#### 【現状と課題】

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもの運動不足や体力低下、生活習慣病の若年化などの問題が生じています。また、夜ふかしによる睡眠不足と疲れは、学校での学習にも大きな影響を与えています。

平成25年度実施の市のアンケート調査では、就学児童の放課後の過ごし方は、「テレビ・ビデオ・DVDなどをみる」が79.8%、「宿題や勉強をする」が70.5%と高く、「近所で遊んだり、運動したりする」は45.1%となっていました。

外遊びや運動の機会が減少し、子どもたちの運動能力や体力の低下が課題となっていることから、学校体育や地域のスポーツクラブ活動等の多様な機会を通じて、運動量の確保を図っていく必要があります。

また、子どもの食をめぐっては、栄養バランスの偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加などの傾向がみられることから、子どもの頃からの規則正しい食生活や食習慣を形成するため、家庭・学校・地域が連携して食育を推進する必要があります。

思春期における心や体の悩み、性の問題などに対しても、正しい理解を促進するとともに相談体制の充実を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 健康教育の推進

- ・児童及び生徒が健康に関する正しい知識を身につけ、主体的な健康づくりにつながるよう健康教育を充実します。
- ・学校と連携し、生活習慣病予防健診（小学5年生、中学2年生）の事後指導をより充実させることにより、肥満児童や生活習慣病予備群の減少に努めます。
- ・小中学校でのフッ化物洗口、ブラッシング指導により永久歯のむし歯予防と、歯周疾患の予防に対する意識の向上を図ります。

##### (2) 学校や地域での食育の推進

- ・学校給食では、栄養のバランスのとれた給食を提供し、小中学校における「食」に関する指導を通じて、正しい食習慣の形成を目指します。
- ・家族参加型の教室や講習会を開催し、バランスのよい食生活の普及を図るとともに、学校や家庭で子どもの食に関する理解を深めるための機会を提供します。
- ・地域の特産物や伝統食等を、学校給食をはじめ地域の行事など様々な機会に活用していきます。

### **(3) 学校体育の充実**

- ・学校においては、休み時間の外遊びや遊びを取り入れた体育の授業の充実を図ります。また、体力向上に向けた「小学生チャレンジ in 鴨川スポーツランキング」の実施や、体育の時間での運動量の確保に努めます。
- ・スポーツのクラブ活動や部活動の一層の活性化を目指し、外部指導者の活用を積極的に進め、部活動の充実を図ります。

### **(4) 地域での運動機会の拡充**

- ・地域に根ざした地域スポーツクラブや技術レベル、体力にかかわらず、様々なスポーツ種目が行える総合型地域スポーツクラブなど、子どもから大人まで誰もが楽しめるスポーツ活動を支援します。

### **(5) 思春期保健の推進**

- ・性教育や健康教育の実施について計画を策定し、外部からの講師の招聘なども含めて、正しい性の理解に向けた教育を推進します。
- ・各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩み等について子どもが相談しやすい環境を整備します。

### **(6) 飲酒・喫煙・薬物乱用等の防止対策の推進**

- ・思春期保健事業を通じて、未成年者の喫煙防止の取り組みを推進します。また、未成年者の喫煙、飲酒防止について関係機関と連携した啓発活動を推進します。
- ・未成年者が薬物に対して正しい判断を持ち、薬物乱用の誘惑に影響されることがないように薬物乱用防止教育を推進します。

### **(7) 中学生のメディカルチェック**

- ・中学生の部活動などで発症しやすいスポーツ障害を、定期的な検診で予防、早期発見するために、全中学校でメディカルチェックを実施します。

## 2 子どもの居場所・体験機会の提供

### 【現状と課題】

子どもの数の減少、塾や習い事通い、交通事故や犯罪の心配、テレビやゲームなど室内遊びの普及から、子どもたちが屋外において集団で遊ぶ機会が減ってきています。

このため、市では、子どもたちが地域で友だちや異年齢の仲間と、楽しく安全に遊び様々な体験ができるよう、地域の様々な人材や団体等の協力を得て、子ども会活動をはじめ地域スポーツ活動、各種の体験活動などに取り組んでいます。

放課後の子どもの居場所として、学童保育へのニーズが高まる傾向にありますが、平成26年4月現在、市内では6か所で学童保育を実施しています。今後も、未実施の小学校区での設置を促進していく必要があります。

また、市内には19か所の市立公園や子どもの遊び場がありますが、子どもが自然と親しみ安心して遊べる場としての公園の充実が求められています。

### 【施策の方向】

#### （1）放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実

★放課後帰宅しても、両親等が仕事のため家庭で養育できない児童を対象に、学童保育を実施します。

- ・学童保育を運営する団体に補助金を交付するとともに、運営に対する支援等にも取り組みます。

#### （2）子ども会やスポーツ少年団活動の充実

- ・異年齢の子どもたちが地域で活動・交流し、様々な体験を行い、自立意識を養えるよう、子ども会活動の充実を図ります。
- ・子どもたちがスポーツを通して運動習慣を身につけ、集団活動や心身の鍛錬を行えるようスポーツ少年団活動の充実を図ります。

#### （3）児童及び生徒の体験活動事業の推進

- ・地域の方や社会教育関係団体等と連携し、自然体験や職場体験など、様々な体験活動と交流学習の機会の充実を図り、子どもの生きる力を育みます。

#### （4）ボランティア活動等の推進

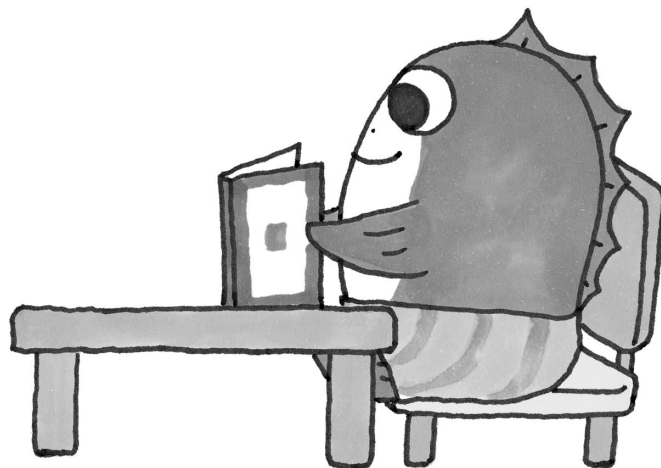
- ・「総合的な学習の時間」や道徳教育・教科学習などにおいて、ボランティア団体・グループと連携し、福祉や環境、文化、イベントなどのボランティア体験の充実を図ります。

### (5) 読書活動の推進

- ・読み聞かせや朝の一斉読書に取り組み、子どもの読書活動の推進を図ります。

### (6) 身近な公園の維持管理

- ・子どもが遊んだり、高齢者が憩う場として、また、レクリエーション活動やコミュニケーション活動の場として、誰もが安全に安心して利用できるよう公園の維持管理に努めます。



### 3 青少年の健全育成に向けた取り組みの推進

#### 【現状と課題】

次代を担う青少年を取り巻く生活環境は、情報通信技術の普及などもあり、ますます多様化、複雑化し、これらに起因した青少年をめぐる問題は深刻化してきています。

本市では、大人が子どもたちに歩み寄ることでコミュニケーションを深め、地域に根ざした青少年の育成活動に取り組んできました。

今後も、青少年が自ら様々な問題に対処し、青少年期を充実して過ごせるよう、青少年育成団体を主とする関係機関と家庭・学校・地域がさらに連携を深め、青少年の健全な育成を図る取り組みが必要です。

小学校から中学校にかけては、いじめ・不登校も増加する傾向にありますが、市ではスクールカウンセラーを全中学校に配置し、教職員・保護者への指導、助言や児童及び生徒の心の相談にあたっています。また、同じ中学校区にある小学校においても、必要に応じて相談対応にしています。

また、健康不安、進路などの悩み、家族問題、深刻ないじめや不登校・引きこもり、非行や青少年犯罪の予防など青少年のあらゆる問題に対応するために、関係機関と連携しながら、子どもや保護者への相談体制や支援の充実を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 青少年健全育成に関する啓発活動の推進

- ・ 青少年健全育成推進大会や青少年育成指導者研修会の開催、小中学生による青少年健全育成に関する作文等の発表会や映画会の開催など、多様な団体との連携を強化し、青少年健全育成に関する啓発・広報活動の充実を図ります。

##### (2) 多彩な青少年活動の推進

- ・ 青少年育成団体などの指導者の交流・連携を強化しながら、球技大会やウォークラリー、ジュニアリーダー講習会、小学生通学合宿、小学生などの土・日曜日の有効活用を図るための放課後子ども教室など、多彩な青少年活動の展開を促進します。

##### (3) 非行の未然防止

- ・ 青少年育成団体や学校・警察連絡協議会などの組織・団体、地域住民と連携しながら、非行防止パトロール等を実施し、地域が一体となった青少年の健全育成に努めます。

##### (4) いじめ・不登校への対応の充実

- ・ 各中学校に配置されたスクールカウンセラーを有効に活用するとともに、南房総教育事務所安房教育相談室（安房分室）や君津児童相談所と連携を図りながら、いじめや不登校等の問題を抱える児童及び生徒・保護者へのきめ細かな指導を行います。

## 基本施策3 困難を抱える子どもや家庭への支援

### 1 障害のある子どもへの支援の充実

#### 【現状と課題】

近年増加傾向にある発達障害などの障害のある子どもについては、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保とともに、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

市では、子育て総合支援センター内の障害児親子通所支援センターで、心身に障害のある就学前の子どもや保護者に対して適切な支援に努めています。また、鴨川小学校の校舎内に、千葉県立安房特別支援学校鴨川分教室を設け、市内在住の特別に支援が必要な子どもの就学支援を行っています。

今後も障害のある子ども一人ひとりについて、関係機関と連携し、必要な支援を行っていくとともに、障害のある子どもの地域生活を支援する取り組みの充実に努めていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 障害のある子どもの保育・療育の充実

- ・心身の発達に心配のある就学前の子どもに対して、よりよい発達を促すための相談・指導を実施します。
- ・障害児親子通所支援センターでの、心身に障害のある就学前の子ども及びその保護者に対する支援の充実に努めます。
- ・公立保育園での障害児保育、公立幼稚園における特別支援教育の充実に努めます。
- ・児童発達支援センター<sup>\*11</sup>の設置を図り、障害のある子どもや家族への支援の充実に努めます。また、センターの専門職員が保育所等を訪問し、障害のある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

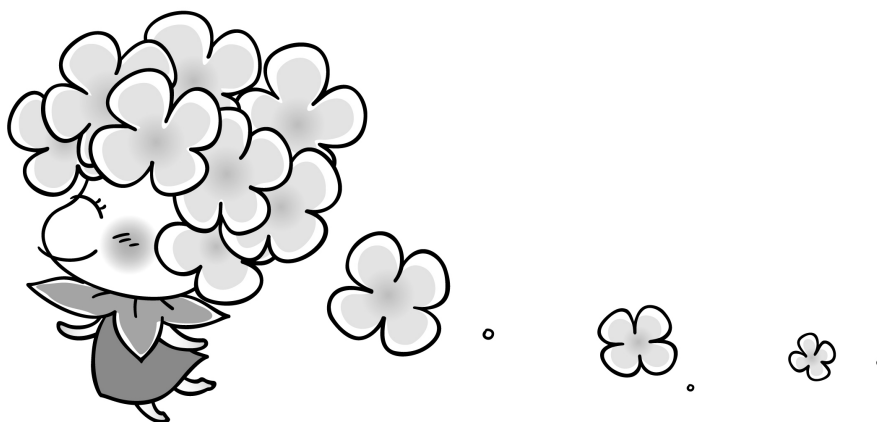
<sup>11</sup>※ 子どもの発達などについて、保健・福祉分野の様々な支援を総合的に行う拠点施設で、子どもの発達の状況や家庭環境、保護者のニーズに応じて療育の提供を行う。

## (2) 特別支援教育の推進

- ・ 特別支援教育では、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を行います。
- ・ 関係機関との連携による専門家チームの設置及び巡回相談の実施などによる相談体制を充実します。
- ・ 小中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整備し、学校全体で適切な支援を行っていきます。
- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習により、障害に対する正しい理解と認識を深めていきます。
- ・ 特別支援学級等に在籍する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な援助を行います。

## (3) 障害のある子どもの地域生活への支援

- ・ 障害のある人や子どものよりよい地域生活に向けて、地域の人々の理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・ 日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- ・ 障害のある子どもを一時的に介護したり外出の付き添いをしたりするなど、本人や家族の必要としている介護サービスを柔軟に提供します。





## 2 児童虐待・DV等への対応

### 【現状と課題】

子育て家庭の孤立化や貧困化とあいまって、児童虐待やDV<sup>※12</sup>（ドメスティックバイオレンス＝家庭内暴力）が全国的に深刻な社会問題となっています。

市では、児童・障害者・高齢者全ての虐待防止対策として、虐待防止対策委員会及び実務者による虐待防止啓発企画会議を設置し、あらゆる虐待に対し、ネットワークによる対応を推進しています。また、特に児童虐待防止対策として、家庭相談員による相談・指導を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図っています。さらに、平成25年4月には、鴨川市子ども虐待対応マニュアルを作成し、学校・病院等関係機関に説明、周知を図るなど、予防や相談・対応に努めています。

市では、虐待・DV等の相談・支援窓口として、福祉総合相談センターを設置し、24時間365日通報を受け付けています。

平成25年度実施の市のアンケート調査では、子どもがいると毎日の生活が楽しいと思うという割合が9割を超えていますが、一部にはそうでもないという回答もあり、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、父母がともに子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していく環境づくりが必要です。

DVについても、近年社会問題となっており、配偶者やパートナーからの暴力は重大な人権侵害であり、これらの暴力の根絶に向けて取り組み、被害を受けた人が、安心して生活できる環境を整備する必要があります。市では平成26年3月に鴨川市DV被害者支援マニュアルを作成し対応に努めています。

また、児童の権利条約や子どもの権利擁護について、地域や子どもたちの理解を深める取り組みを進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）児童虐待防止対策の推進

- ・虐待防止対策委員会や要保護児童対策地域協議会により、福祉関係者のみならず、地域の協力のもと、予防と早期発見・早期対応に努めます。
- ・児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業の実施や地域での見守り体制の充実を図ります。
- ・虐待対応については関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。

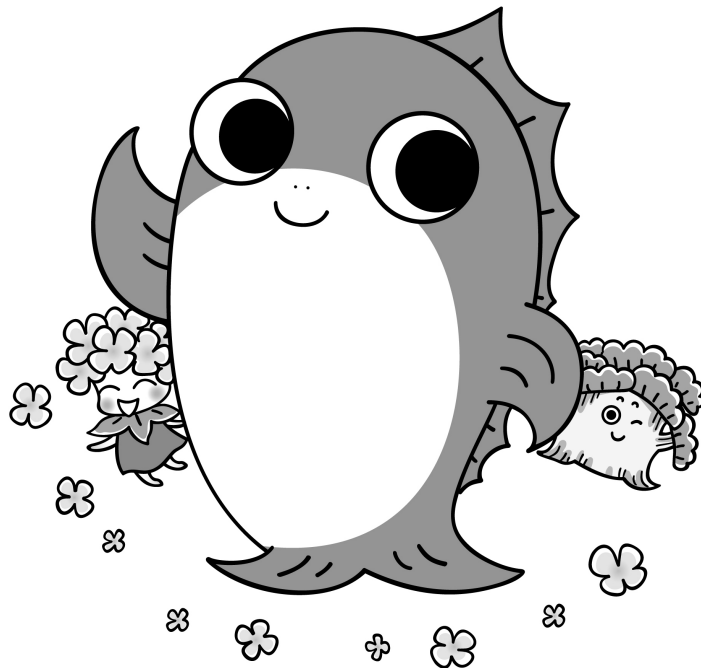
<sup>12</sup>※ 配偶者等からの様々な暴力。身体的暴力のほかに、生活費を渡さない経済的暴力、服従を強いるなど精神的暴力などの様々な形がある。

## (2) DV被害者の相談・支援の推進

- ・福祉総合相談センター及び関係機関が連携し、プライバシーに配慮した的確かつ迅速な対応に努めます。

## (3) 子どもの権利擁護・人権教育の推進

- ・小中学校においては、自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。



# 基本施策4 安心して子育てできる環境づくり

## 1 安心して子育てできる地域環境の整備

### 【現状と課題】

本市での犯罪発生件数は比較的少ないものの、都市化や地域社会の希薄化の中で、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性も高く、特に、インターネット、スマートフォン等の情報通信機器の普及を通じた犯罪も増加していることから、市民と関係機関等が一体となった防犯対策への取り組みが必要です。

市では、関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動や防犯パトロールなどの地域の見守り、鴨川市安全・安心メール配信事業などを通じて、子どもの安全・地域防犯対策の推進に取り組んでいます。

また、子どもの交通事故防止に向け、鴨川警察署や交通安全協会と連携して市内各小学校・幼稚園・保育園へ出向き、歩行に必要なルールやマナーの指導、自転車の点検方法や乗り方について指導を実施しています。今後も、子どもの視点から見た交通環境の整備など、交通事故防止の取り組みを推進していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 子どもの安全・地域防犯対策の推進

- ・防犯パトロールなどの地域の見守り体制の整備など、子どもへの犯罪防止対策の充実を図ります。
- ・関係団体との連携のもと、防犯に関する啓発活動を行うとともに、市民による自主的な防犯活動を促進します。
- ・鴨川市安全・安心メール配信事業を通じて、不審者などの防犯情報を登録された電子メールアドレスに迅速・正確に配信します。

#### (2) 安全な地域環境の整備

- ・安全に遊べる環境の整備（公園や広場、体育館、学校施設などの整備と活用など）を図ります。
- ・市内各所への防犯灯の適切かつ効果的な設置を行うとともに、適切な機器の更新等を行います。

#### (3) 交通安全対策の推進

- ・警察や交通安全協会等との連携のもと、子どもの交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を防止するための取り組みを強化します。
- ・市内各小学校・幼稚園・保育園において、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方などの交通安全教育を充実します。

## 2 仕事と子育ての両立支援

### 【現状と課題】

国では、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と、家事・出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和したワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みが進められています。

平成 25 年度実施の市のアンケート調査では、子育てしやすいまちづくりのために重要だと思う施策は、「子育ての経済的支援の充実」や「幼稚園・保育園の充実」と並んで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が6割を超えて高い割合を占めており、ワーク・ライフ・バランスの普及とともに、育児休業や介護休業の取得に関する広報・啓発も進めていく必要があります。

仕事と子育ての両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しがより重要であり、市では「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が共にささえあい、責任と喜びを分かち合う社会の実現を目指していますが、全ての人が仕事と家庭に生きがいを持てるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。

また、本市においては、子育てが一段落して再就職を希望しても、希望する就職先が見つからない、あるいは就職が難しいといった例が見受けられることから、女性の継続的な就業を支援するための取り組みを進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### （1）事業所等に対する広報・啓発

- ・ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。
- ・育児休業や介護休業の取得に関連して、事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。
- ・男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。

#### （2）男女共同参画の推進

- ・「鴨川市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。また、男女共同参画に関する講演会等の開催などを通じて、市民意識の啓発を図ります。

### (3) 雇用の場の確保に向けた支援

- ・市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業者への低利融資等の支援を行います。

### (4) 女性の再就職の支援

- ・ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者等に対する就労情報の提供や、職業訓練など職業能力開発に関する情報の提供に努めます。



### 3 多様な子育て家庭への経済的支援

#### 【現状と課題】

近年の経済・雇用情勢の悪化の中で、経済的格差が問題となり、生活面や経済面で不安を抱える子育て家庭や子どもの貧困などの問題が増えてきています。

市では中学校3年生までの子どもを対象に子ども医療費の助成を行っています（0歳～小学校3年生までは通院、入院、調剤が無料。小学校4年生～中学校3年生は入院が無料）。

また、市では、ひとり親家庭が200世帯を超えて推移していますが、その多くが母子世帯であり、経済的な困難や育児の負担を抱えています。

こうしたひとり親家庭に対しては、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行っているほか、母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する相談業務にあたっていますが、自立した生活の確立のための一層の支援が必要です。

また、障害のある子どもとその家庭に対しては特別児童扶養手当等の支給や、育成医療の給付を行っています。

そのほか、学校教育法に基づく就学援助制度として、経済的な理由により、就学困難と認められる保護者に対し、学用品や学校給食費等の援助を行っています。

今後もひとり親家庭の自立に向けた支援や、様々な援助を必要としている家庭の把握と、支援に関する制度等の周知を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### （1）経済的支援の充実

- ・ 中学校卒業までの児童を養育する人に対して、児童手当の支給や子ども医療費の助成を行います。
- ・ 保護者の経済的理由により就学が困難な場合に必要な援助を行う就学援助制度について、保護者への周知と、関係機関と連携して援助の必要な家庭の把握に努めます。

##### （2）ひとり親家庭等への支援

- ・ ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供を充実します。
- ・ ひとり親家庭等の生活の安定と、就労による自立促進のため児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等を行い、支援についての周知を図ります。

##### （3）障害のある子どもや家庭への支援

- ・ 心身に障害のある子どもを養育している父母または養育者への特別児童扶養手当等の支給や、身体に障害がある子どもへの育成医療の給付等を行います。

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 教育・保育提供区域<sup>\*13</sup>の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

### (1) 教育・保育提供区域の考え方

- ・ 地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（13種類の事業<sup>\*14</sup>）と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

### (2) 本市における区域設定の考え方

本市においては、児童人口の推計等や市の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案し、全市を1つの教育・保育提供区域として設定します。

### (3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置と普及にかかる考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取り組みの推進、0～2歳にかかる取り組みと3～5歳にかかる取り組みの連携に関することなどについては、第4章（基本施策1－2 教育・保育サービスの充実）の施策・事業において示した内容を推進します。

<sup>13</sup>※ 内閣府『子ども・子育て会議資料1－1・基本指針(案)P16』において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要がある。」とされている。

<sup>14</sup>※ 子ども・子育て支援法第59条各号（第1号～第13号）記載の事業。P50の図『子育て支援の「給付」の全体像』を参照。

## 2 教育・保育の見込み量及び確保方策等

市内に居住する0～5歳の子どもについて、「現在の幼稚園・保育園・認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、平成27年度から平成31年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

### ■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

### ■子育て支援の「給付」の全体像

#### 子ども・子育て支援給付

##### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

##### 地域型保育給付

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅等において保育を行う。  
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育  
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設等において保育を行う。)

##### 児童手当

#### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業  
(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童保育所)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



### 3 教育・保育にかかる施設型給付

#### (1) 1号認定（教育標準時間認定）

小学校就学前の満3歳以上の子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。一日4時間を標準として預かります。

利用先：幼稚園（鴨川市の幼稚園は4歳からを対象としています。）、認定こども園

#### (2) 2号認定（満3歳以上・保育認定）

小学校就学前の満3歳以上の子どもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要な子どもを預かり、保育を行います。

利用先：保育園、認定こども園

#### (3) 3号認定（満3歳未満・保育認定）

満3歳未満の子どもで、保護者が働いているなどの理由により、日中保育が必要な子どもを預かり、保育を行います。

利用先：保育園、認定こども園、地域型保育

#### ※特定地域型保育事業

- ・小規模保育事業：利用定員6人以上19人以下の小規模な施設で保育サービスを提供
- ・家庭的保育事業（保育ママ）：利用定員5人以下で保育者の居宅等で保育サービスを提供
- ・居宅訪問型保育事業：保護者の自宅で1対1で保育サービスを提供
- ・事業所内保育事業：会社（事業所）の保育施設などで、従業員の子どもに加え、地域の子どもにも保育サービスを提供

## 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		平成27年度						平成28年度							
		合計	1号		2号		3号		合計	1号		2号		3号	
			3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳		
			教育	教育	保育	保育		教育		教育	保育	保育			
①量の見込み		971	306	200	239	24	202	1,100	301	195	311	31	262		
②確保方策	特定教育・保育施設	1,280	700		315	55	210	1,671	835		460	70	306		
	確認を受けない幼稚園	0	0		/	/	/	0	0		/	/	/		
	特定地域型保育事業	0	/	/	/	0	0	0	/	/	/	0	0		
	認可外保育施設	34	/	/	34	0	0	0	/	/	0	0	0		
	計	1,314	700		349	55	210	1,671	835		460	70	306		
③今後必要となる定員数(①-②)		-343	-194		-110	-31	-8	-571	-339		-149	-39	-44		

		平成29年度						平成30年度							
		合計	1号		2号		3号		合計	1号		2号		3号	
			3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1-2歳		
			教育	教育	保育	保育		教育		教育	保育	保育			
①量の見込み		1,087	300	193	306	30	258	1,060	292	185	300	30	253		
②確保方策	特定教育・保育施設	1,671	835		460	70	306	1,411	695		390	60	266		
	確認を受けない幼稚園	0	0		/	/	/	0	0		/	/	/		
	特定地域型保育事業	0	/	/	/	0	0	0	/	/	/	0	0		
	認可外保育施設	0	/	/	0	0	0	0	/	/	0	0	0		
	計	1,671	835		460	70	306	1,411	695		390	60	266		
③今後必要となる定員数(①-②)		-584	-342		-154	-40	-48	-351	-218		-90	-30	-13		

		平成31年度						
		合計	1号		2号		3号	
			3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	
			教育	教育	保育	保育		
①量の見込み		1,045	289	182	296	29	249	
②確保方策	特定教育・保育施設	1,411	695		390	60	266	
	確認を受けない幼稚園	0	0		/	/	/	
	特定地域型保育事業	0	/	/	/	0	0	
	認可外保育施設	0	/	/	0	0	0	
	計	1,411	695		390	60	266	
③今後必要となる定員数(①-②)		-366	-224		-94	-31	-17	

### 【確保方策の内容】

量の見込みに対しては、新たに整備が予想されている認定こども園と、既存施設との調整を図りながら対応していくものとします。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策等

### (1) 利用者支援事業

就学前児童及び就学児童とその保護者に対して、幼稚園・保育園・認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）などの地域子ども・子育て支援事業の中から、子どもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、情報集約や提供などによる円滑な利用支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:か所)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み（実施か所数）	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	〔見込みと確保方策の差〕	0	0	0	0	0
確保方策の内容		多様化する教育・保育事業等の情報提供及び個人のニーズ、要望に応じた相談・助言が適切に行えるよう支援体制の整備を図ります。				

### (2) 地域子育て支援拠点事業

就学前児童とその保護者を対象に、地域子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人回)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み（延べ利用者数）	339	332	322	314	307
	確保方策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	〔見込みと確保方策の差〕	—	—	—	—	—
確保方策の内容		ニーズの見込みに対しては、平成28年度以降に1か所を増設しより身近な対応を図るとともに、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう、支援体制の充実を図ります。				

### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対して、妊娠届出時に、医療機関委託妊婦健康診査受診票を交付し、14回の健康診査のうち費用の一部を助成します。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位: 件)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(受診件数)	3,122	3,010	2,954	2,884	2,842
	確保方策	市内外の産科医療機関、助産院にて実施				
	〔見込みと確保方策の差〕	—	—	—	—	—
確保方策の内容		市が委託している県内の産科医療機関で受診できます。全ての方が必要な受診をするよう、受診率の向上に向けて周知を図ります。				

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師または主任児童委員が訪問し、育児等の様々な相談に応じ、子育てに関する情報提供を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位: 人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(訪問数)	119	114	112	110	108
	確保方策	保健師または主任児童委員による家庭訪問を実施				
	〔見込みと確保方策の差〕	—	—	—	—	—
確保方策の内容		勧奨と周知を図り、訪問率の向上を図るとともに、その結果支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげるなど継続的な支援に努めます。				

## (5) 養育支援訪問事業

子育てについて不安や孤立感等を抱えている家庭や虐待の恐れのある家庭など、養育支援が必要な家庭に保健師や保育士等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(対象児童数)	3	3	3	3	3
	確保方策	0	0	3	3	3
	〔見込みと確保方策の差〕	3	3	0	0	0
確保方策の内容		支援員の確保など実施体制を構築し、計画期間中の実施を目指します。				

## (6) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ事業は、仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かる事業です。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(利用者数)	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
	〔見込みと確保方策の差〕	0	0	0	0	0
確保方策の内容		事業を実施するための当該施設がないため、ニーズを見据えながら事業のあり方について検討します。				

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

小学校6年生以下の子どもを対象に、送迎支援や預かり等を受けることを希望する親（依頼会員）と、支援を行うことを希望する市民（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行います。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

（単位：人日／週）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み（延べ利用者数）	77	76	76	75	74
	確保方策	77	76	76	75	74
	〔見込みと確保方策の差〕	0	0	0	0	0
確保方策の内容		量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、提供会員と依頼会員の登録者数の確保・増加を図ります。				

### (8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、保育園等での一時的な預かりを行います。

#### ①幼稚園の預かり保育

家庭において保育を受けることが困難な幼稚園在園児に対して、通常の幼稚園の教育時間（9:00～14:00）の前後に子どもを預かることをいいます。

#### 【提供量の見込み及び確保方策】

（単位：人日／年）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み（延べ利用者数）	1,721	1,716	1,631	1,594	1,553
	確保方策	1,721	1,716	1,631	1,594	1,553
	〔見込みと確保方策の差〕	0	0	0	0	0
確保方策の内容		市では幼稚園での預かり保育を18年度から順次実施し、27年4月には全幼稚園での実施となります。				

## ②保育園等の一時保育

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児に対して、主として昼間において、保育園等で一時的な預かり保育を行います。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人日/年)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(延べ利用者数)	1,320	1,289	1,265	1,222	1,198
	確保方策	1,320	1,289	1,265	1,222	1,198
	〔見込みと確保方策の差〕	0	0	0	0	0
確保方策の内容		平成27年度は1か所、平成28年度以降は2か所となります。ニーズの見込みに対しては既存施設で対応し、実情に応じて定員拡大等を図ります。				

## (9) 延長保育事業

保育園を利用している就学前児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(利用者数)	138	135	133	128	126
	確保方策	138	135	133	128	126
	〔見込みと確保方策の差〕	0	0	0	0	0
確保方策の内容		平成27年度は8か所、平成28~29年度は9か所、平成30年度以降は8か所で実施の見込みですが、保護者の延長保育のニーズに対応し、柔軟な受け入れに努めます。				

## (10) 病児保育事業

子どもが急な発熱等の病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育等を行います。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み(利用者数)	219	214	210	202	198
	確保方策	0	214	210	202	198
	〔見込みと確保方策の差〕	219	0	0	0	0
確保方策の内容		子どもの病気等の急変等による緊急対応に備えるため、平成28年度以降に医療機関に併設する保育施設1か所で実施します。				

## (11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

### 【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市全体	量の見込み (利用児童数)	低学年	235	234	223	218	212
		高学年	148	144	153	150	150
		計	383	378	376	368	362
	確保方策		383	378	376	368	362
	〔見込みと確保方策の差〕		0	0	0	0	0
確保方策の内容			平成27年度は7か所、平成28年度以降は8か所で実施を見込みます。見込み量に対する提供体制は確保されていますが、足りていない小学校区に対しては必要な施設整備を進めます。				

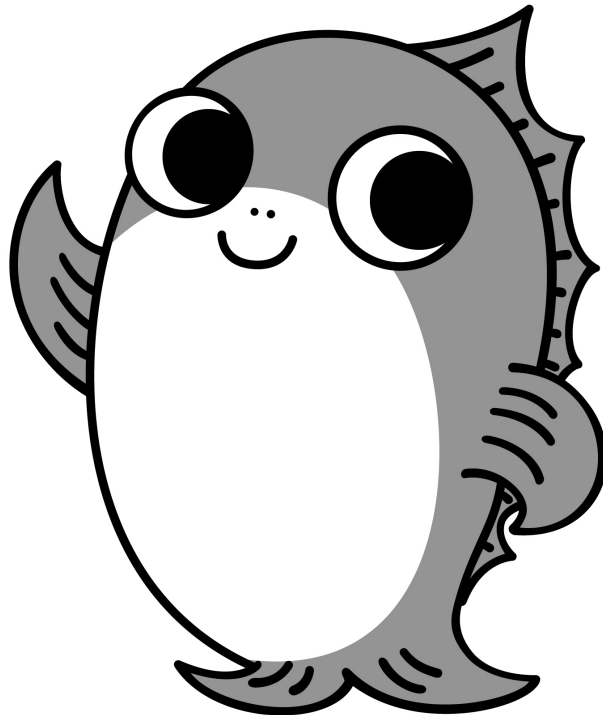


### **(12) 実費徴収に係る補足給付**

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用の助成について検討します。

### **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

教育・保育事業を提供する民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業の実施を検討します。



# 第6章 計画の推進

---

## 1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

### (1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

### (2) 幼稚園、保育園、学校

幼稚園、保育園、学校は、子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて子どもの生きる力を育む教育の推進に努めることが期待されます。

### (3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このため、子育て支援に関わる各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

### (4) 企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

### (5) 行政

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取り組みが進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図ります。

## 2 計画の進行管理

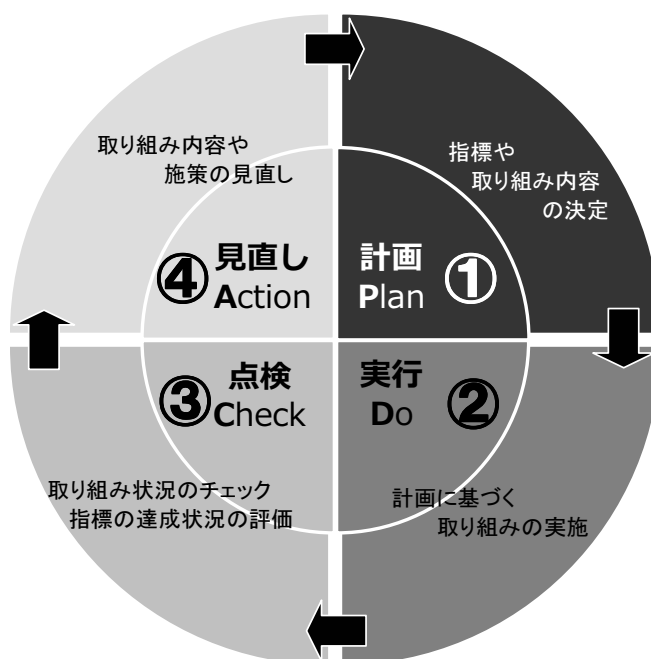
計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、その結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。

### 【PDCAサイクルについて】

- ①平成 31 年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める（Plan）
- ②上記①の方策等を実施する（Do）
- ③定期的に上記①の見込み等の進捗状況について評価する（Check）
- ④上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Act）

\*見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。



# 資料編

---

## 1 策定の経過

年月日	内容
平成 26 年 1 月 29 日 ～平成 26 年 2 月 10 日	アンケート調査
平成 26 年 6 月 24 日	第 1 回鴨川市子ども・子育て会議
平成 26 年 8 月 11 日	第 2 回鴨川市子ども・子育て会議
平成 26 年 10 月 20 日	第 3 回鴨川市子ども・子育て会議
平成 26 年 12 月 18 日	第 4 回鴨川市子ども・子育て会議
平成 26 年 1 月 16 日 ～平成 27 年 2 月 16 日	パブリックコメント
平成 27 年 2 月 24 日	第 5 回鴨川市子ども・子育て会議

## 2 鴨川市子ども・子育て会議設置条例

平成 26 年 3 月 20 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、鴨川市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子育てに関する団体関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 事業者を代表する者
- (7) 識見を有する者

3 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

### 3 鴨川市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	選出区分	
1	鎌田 浩茂	子どもの保護者	幼稚園児保護者
2	堀江 真輔		保育園児保護者
3	吉田 勝		P T A
4	立野 慶子	子育てに関する 団体関係者	主任児童委員
5	浅野 和子		学童保育指導員
6	久根崎幸代		鴨川市社会福祉協議会
7	高橋由美子	保健福祉関係者	保育園主任保育士
8	田村 美和		子育て総合支援センター主任保育士
9	関 洋史	医療関係者	小児科医師
10	山口 恵子		健康推進課保健師
11	庄司 満治	教育関係者	幼稚園園長（小学校校長）
12	小泉 良枝		幼稚園主任教諭
13	川名 陽一	事業者を代表する者	商工会理事
14	久根崎克美	識見を有する者 (公募を含む)	一般公募委員
15	鈴木美貴子		一般公募委員

## 鴨川市子ども・子育て支援事業計画

発 行：鴨川市福祉課

住 所：〒296-0033 千葉県鴨川市八色 887-1

TEL：04-7093-7112

ホームページ：<http://www.city.kamogawa.lg.jp/>